

点検評価ポートフォリオ

奈良県立大学

2024 年 5 月

はじめに

本学は、奈良県北部の奈良市船橋町に位置し、1953（昭和28）年4月に、商経学科2年制の夜間課程として設立された「奈良県立短期大学」を起源とする。

1973（昭和48）年に修業年限が3年に改められたのち、1990（平成2）年度には商学部商学科の夜間4年制大学へ移行し、大学名も「奈良県立商科大学」に改称された。

2001（平成13）年度、地方分権の気運が高まるなか、本学においても時代のニーズを踏まえた新しい構想の大学づくりが求められることになり、これからの地域社会を創造するために必要な教育研究及び地域貢献を軸とする基本構想のもと、商学部を改組・転換し、地域経済学科と観光経営学科からなる全国初の「地域創造学部」が設置され、大学名も「奈良県立大学」に改称された。

2007（平成19）年度には、地域と観光に関する総合的・学際的教育研究と積極的な地域貢献を目指し、地域総合学科と観光学科に学科再編するとともに、開講体制についても夜間部から昼間部へ全面移行した。

2013（平成25）年度には、文部科学省が進める地（知）の拠点整備事業（COC）に、本学の「地学連携と学習コモンズシステムによる地域人材の育成と地域再生」事業が採択された。

2014（平成26）年度には、教育の質の向上と優れた地域人材の養成を目指し、「地域創造学科」を設置し、新たな教育システムである「学習コモンズ制」を導入した。

2015（平成27）年度には、公立大学法人奈良県立大学が設置する大学となり、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「国際交流」を柱とした中期計画を策定するとともに、ユーラシア研究センターを設置した。

2016（平成28）年度には、文部科学省が進める地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC

+

）に、奈良女子大学が幹事校となった「共創郷育：「やまと」再構築プロジェクト」の一員として参画した。

2020（令和2）年度には、地域創造研究センターを設置し、研究支援体制の充実及び地域のシンクタンクとしての機能を担っている。

2022（令和4）年度には、県内初の探究科を有する附属高等学校を設置し、探究活動指導を通じた高大連携教育を実施している。

本学は、学校教育法第109条に基づき、2010（平成22）年度と2017（平成29）年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価を受けており、その結果、同機構が定めた基準を満たしていると認定された。なお、認証評価に係る報告書等についても、本学 Web サイトにおいて適切に公表している。

2024（令和6）年度受審の大学機関別認証評価は、一般財団法人大学教育質保証・評価センターにて受審することとし、本学が行ってきた取組みを地域や社会に示す資料として「点検評価ポートフォリオ」を作成した。当資料は、計画・評価委員会において、3つの基準（法令適合性の保証、教育研究の水準の向上、特色ある教育研究の進展）について全学的に自己点検を行った結果を取りまとめたうえで、教育研究審議会での審議を経て最終的に確定したものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題等については、速やかに改善・改革を行うとともに、計画・評価委員会において適切に管理を行うことにより、本学の教育・研究・地域連携等の一層の発展に努めている。

目次

| | |
|---|-----------|
| 大学の概要 | 2 |
| 大学の目的 | 5 |
| I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料 | 7 |
| イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学) | 8 |
| (②大学院) | 10 |
| ロ 教員組織に関すること (①大学) | 12 |
| (②大学院) | 14 |
| ハ 教育課程に関すること (①大学) | 16 |
| (②大学院) | 18 |
| ニ 施設及び設備に関すること | 20 |
| ホ 事務組織に関すること | 22 |
| ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること | 24 |
| ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること | 26 |
| チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること | 28 |
| リ 財務に関すること | 30 |
| ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること | 32 |
| II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料 | 35 |
| 取組み1 「学びのデザイン&ポートフォリオ」等を活用した教・学協働による教育改善 | 37 |
| 取組み2 「少人数対話型の教育の推進と学生支援」 | 38 |
| 取組み3 「個々のキャリア形成と進路選択に対応した学生支援」 | 39 |
| 取組み4 「積極的な外部資金の獲得による研究の推進」 | 40 |
| 取組み5 | 41 |
| III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料 | 43 |
| 取組み1 「学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践」 | 45 |
| 取組み2 「教育、研究と密接につながる地域連携・貢献」 | 46 |
| 取組み3 「高大連携を軸にした探究型入試の導入」 | 47 |
| 取組み4 「奈良という地域を題材にした特色ある研究」 | 48 |
| 取組み5 | 49 |
| 認証評価共通基礎データ | 51 |

大学の概要

(1) 大学名

奈良県立大学

(2) 所在地

奈良県奈良市船橋町 10 番地

(3) 学部等の構成

学部：地域創造学部

学科：地域創造学科

その他の組織：学生部、学術情報部、附属図書館、地域創造研究センター、ユーラシア研究センター、事務局、附属高等学校、内部監査室

(4) 学生数及び教職員数（2024（令和6）年5月1日現在）

学生：648名

教員：30名

職員：34名

(5) 理念と特徴

奈良県立大学は、建学の精神を「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」と定め、教育研究を通じて地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的としている。（定款第1条及び学則第1条）

また、本学の特徴として以下の点が挙げられる。

①学生の創造的探究を促す教育

- ・ コモンズ制が実現する枠を超えた学び
- ・ 奈良の地を活かしたアクティブな学び
- ・ 一人ひとりの学びに寄り添う少人数対話型のゼミ

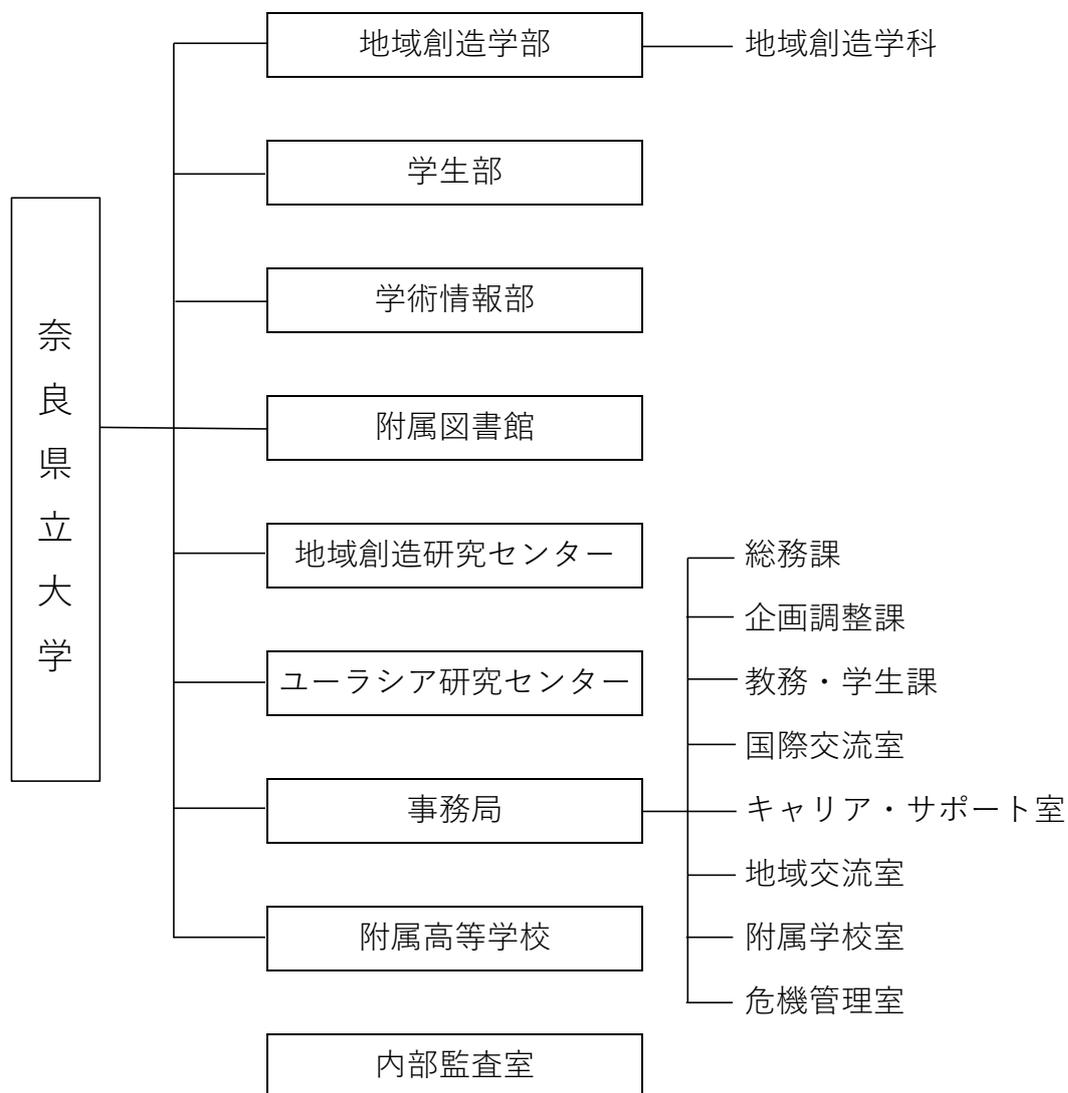
②地域を志向した研究

- ・ 奈良をフィールドにした研究の促進
- ・ 地域創造研究センターを拠点とした地域の課題解決に繋がる研究の推進
- ・ ユーラシア研究センターによる、奈良とユーラシアとの繋がりにおける調査、研究及び発信

③地域住民・企業・自治体等との連携

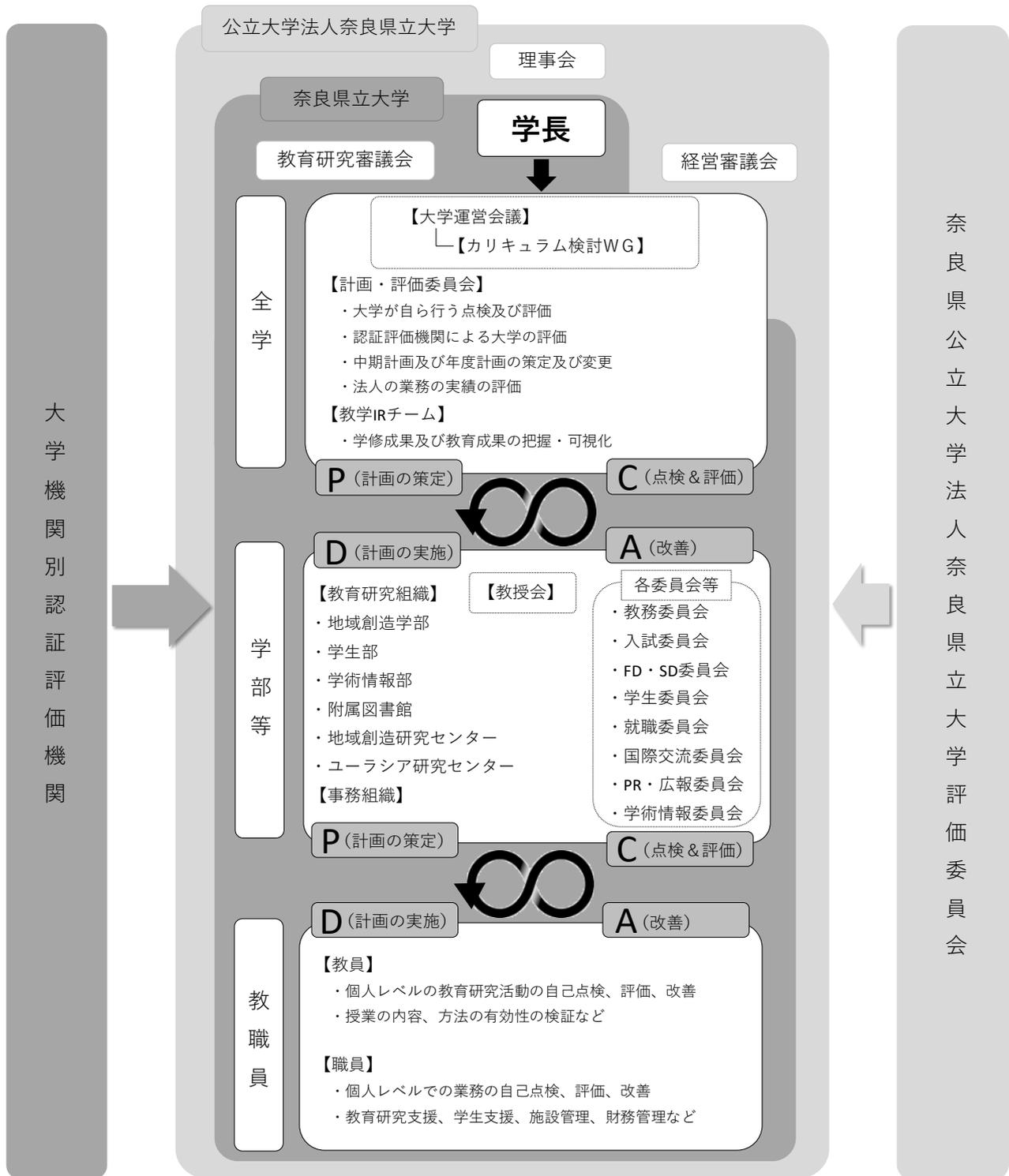
- ・ 地域のシンクタンクやコンシェルジュとしての役割を担う地域創造研究センターの設置
- ・ 上記センターを中心に地域住民・企業・自治体等と連携した調査研究・社会活動の実施
- ・ 県民講座や研究フォーラムなどを通じた社会的課題の共有と知的交流の推進

(6) 大学組織図



本学は、教育研究上の基本となる組織として1学部1学科を設置している。また、その他の組織として、学生部、学術情報部、附属図書館、地域創造研究センター、ユーラシア研究センター、事務局、附属高等学校、内部監査室がある。

(7) 内部質保証体制図



本学では、教学マネジメントに係る様々な取組みを有効に機能させるため、大学全体（全学）、学位プログラム（学部等）、授業科目（教職員）の3つのレベルにおいて、必要な指示や報告、改善すべき事項に関する情報等をやりとりすることで、PDCA サイクルの実現に務めている。

大学の目的

法人の目的は、公立大学法人奈良県立大学定款第1条に、大学の目的は、奈良県立大学学則第1条に規定されている。

公立大学法人奈良県立大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

奈良県立大学学則

(目的)

第1条 奈良県立大学（以下「本学」という。）は、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| <p>1) 理念・目的</p> <p>奈良県立大学は、建学の精神を「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」と定めており、教育基本法第7条及び学校教育法第83条の趣旨に基づき、学則第1条にて、「教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与する」ことを本学の目的としている。</p> <p>また、学部の教育研究上の目的として、「我が国が21世紀において、さらなる発展を遂げるためには「地域」に視点をおいた教育・研究が必要である。本学は、地域や観光に関する教育・研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、さらに開かれた大学として民産官学の連携の場を提供することによって、人と社会の未来を創る」ことを定めている。</p> <p>建学の精神、本学の目的及び学部の教育研究上の目的については、本学 Web サイト等で広く公開している。</p> <p>2) 沿革・学部の組織</p> <p>1953(昭和28)年 奈良県立短期大学商経科を開学 (夜間部、修業年限2年、入学定員150名)</p> <p>1990(平成2)年 奈良県立商科大学商学部商学科を開学 (夜間学部、修業年限4年、入学定員100名)</p> <p>2001(平成13)年 奈良県立大学へ校名変更 地域創造学部地域経済学科・観光経営学科を設置 (夜間学部、修業年限4年、入学定員100名)</p> <p>2007(平成19)年 地域総合学科・観光学科へ名称変更 (昼間学部、入学定員150名)</p> <p>2014(平成26)年 地域創造学部地域創造学科を設置 (入学定員150名)</p> <p>2015(平成27)年 公立大学法人奈良県立大学へ移行・地域交流棟完成 ユーラシア研究センターを設置</p> <p>2020(令和2)年8月 コモンズ棟完成</p> <p>2022(令和4)年4月 奈良県立大学附属高等学校 開校</p> | <p>3) 収容定員等</p> <p>収容定員等は、学則第6条において「入学定員:150名、収容定員:600名」と定めている。</p> <p>入学者は、欠員や過度の超過が生じないよう入試委員会と教授会の厳正な審議を経て学長が決定しており、入学者数が入学定員を大幅に超える、或いは下回る状況になく、過去5年間の平均入学定員超過率は1.06倍である。これは、平成27年文部科学省告示154号に基づく本学の「平均入学定員超過率」に係る1.15倍未満を満たしている。また、在学する学生数についても収容定員に基づき適正に管理している。</p> <p>入学者数及び在籍者数は、毎年作成している「奈良県立大学データ集」に過去5年分を掲載し、本学 Web サイトで公表している。</p> <p>○収容定員の状況(2024(令和6)年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>在学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域創造学部</td> <td>地域創造学科</td> <td>150名</td> <td>166名</td> <td>600名</td> <td>648名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">定員超過率:1.08倍</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>入学定員超過率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024(R6)</td> <td>150名</td> <td>166名</td> <td>1.11倍</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>150名</td> <td>165名</td> <td>1.10倍</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>150名</td> <td>164名</td> <td>1.09倍</td> </tr> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>150名</td> <td>150名</td> <td>1.00倍</td> </tr> <tr> <td>2020(R2)</td> <td>150名</td> <td>150名</td> <td>1.00倍</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">過去5年平均:1.06倍</p> <p>4) 大学等の名称</p> <p>「奈良県立大学」の名称は奈良県に設置される公立大学として適切なものであり、本学が目的を達成するために置いた学部及び学科の名称は、その教育研究上の目的に鑑み適切である。</p> | 学部 | 学科 | 入学定員 | 入学者数 | 収容定員 | 在学生数 | 地域創造学部 | 地域創造学科 | 150名 | 166名 | 600名 | 648名 | 年度 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員超過率 | 2024(R6) | 150名 | 166名 | 1.11倍 | 2023(R5) | 150名 | 165名 | 1.10倍 | 2022(R4) | 150名 | 164名 | 1.09倍 | 2021(R3) | 150名 | 150名 | 1.00倍 | 2020(R2) | 150名 | 150名 | 1.00倍 |
|---|--|------|---------|------|------|------|------|--------|--------|------|------|------|------|----|------|------|---------|----------|------|------|-------|----------|------|------|-------|----------|------|------|-------|----------|------|------|-------|----------|------|------|-------|
| 学部 | 学科 | 入学定員 | 入学者数 | 収容定員 | 在学生数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域創造学部 | 地域創造学科 | 150名 | 166名 | 600名 | 648名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員超過率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2024(R6) | 150名 | 166名 | 1.11倍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2023(R5) | 150名 | 165名 | 1.10倍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2022(R4) | 150名 | 164名 | 1.09倍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2021(R3) | 150名 | 150名 | 1.00倍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2020(R2) | 150名 | 150名 | 1.00倍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 優れた点 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改善を要する点 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料（リンク） |
|----|--|---|
| | 教育基本法 | |
| ① | 第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。 | 奈良県立大学学則 第1条（目的） 建学の精神・行動規範 |
| | 学校教育法 | |
| ② | 第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 | 奈良県立大学学則 第1条（目的） 建学の精神・行動規範 |
| | 大学設置基準 | |
| ③ | 第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 | 奈良県立大学学則 第1条（目的） 奈良県立大学 Web サイト 〔学部の教育研究上の目的〕 |
| ④ | 第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。 | 奈良県立大学学則 第2条（学部）、第6条（定員）、 第36条（教員組織） 奈良県立大学データ集 〔教職員の状況、学生の状況〕 奈良県立大学 Web サイト 〔概要・沿革（教職員数、教職組織 他）〕 認証評価共通基礎データ |
| ⑤ | 第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 | 奈良県立大学学則 第2条（学部）第2項 認証評価共通基礎データ |
| ⑥ | 第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。 | ※該当なし |
| ⑦ | 第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること | 奈良県立大学学則 第6条（定員） 奈良県立大学 Web サイト 〔大学の概要（入学定員及び収容定員数）〕 認証評価共通基礎データ |
| ⑧ | 第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 | 奈良県立大学学則 第1条（目的） 第2条（学部） |

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|-------------------|--|
| ※本学は、大学院を設置していない。 | |
| | |
| 自己評価結果 | |
| 優れた点 | |
| 改善を要する点 | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|------|
| | 学校教育法 | |
| ① | <p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p> | |
| | 大学院設置基準 | |
| ② | <p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> | |
| ③ | <p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p> | |
| ④ | <p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p> | |
| ⑤ | <p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p> | |
| ⑥ | <p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p> | |
| ⑦ | <p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p> | |
| ⑧ | <p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> | |
| ⑨ | <p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p> | |

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>1) 教授会等</p> <p>本学では、学則第 37 条及び教授会規程に基づき、教授会を設置している。</p> <p>教授会は学部長を議長とし、教授、准教授及び専任の講師で構成されており、原則として、毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催している。主に教育活動に係る重要事項である「学生の入学・卒業・課程の修了」「学位の授与」「学生の修学・表彰・懲戒」「科目等履修生・特別科目等履修生」「授業科目の編成」等について審議している。</p> <p>会議の結果は速やかに学長に報告し、学長の意思決定及び教育研究審議会等の議事に適切に反映できるようにしている。また、教授会のもとに教務委員会、入試委員会を置き、教務及び入学試験の円滑な遂行を図っている。</p> <p>2) 教員組織</p> <p>教員に係る職位は、教授、准教授及び講師と定め、それぞれの職位に必要な資格は、教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程、大学設置基準に基づき教員の採用要件に関する内規及び教員の昇任資格要件に関する内規で定めている。</p> <p>本学の専任教員数は 30 名(うち、教授数 15 名)となっており、大学設置基準に基づく本学の必要専任教員数 24 名(うち、必要教授数 12 名)をともに充足している。</p> <p>職能の内訳としては、教授 15 名(50%)、准教授 13 名(43%)、講師 2 名(7%)である。(2024(令和6)年5月1日現在)</p> <p>専任教員(30 名)の平均年齢は 49.2 歳で、年齢構成は、60 歳代が4名(13%)、50 歳代が 12 名(40%)、40 歳代が9 名(30%)、30 歳代が5名(17%)となっている。</p> <p>性別構成は男性 22 名(73%)、女性8名(27%)であり、女性教員は教授4名、准教授4名で、昇格に男性教員との差はない。</p> <p>教員のうち1名は外国人教員を採用しており、グローバルな視点での教育を行っている。また、教員の研究能力の向上を目的として長期研修制度を設けており、概ね毎年1名の専任教員が研修を受けている。</p> <p>また、大学運営を組織的、効率的に行うための役割分担として、講師以上の教員は教務委員会、入試委員会等の常置委員会に属している。</p> | <p>3) 教員の選考等</p> <p>教員の募集及び採用等については、教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程、教員の採用要件に関する内規及び教員の昇任資格要件に関する内規に規定している。教員選考等に関する規程、選考基準等は、大学設置基準に準じて定められており、教員の採用基準及び昇格基準等は明確に定められている。教員の採用にあたっては、幅広く優秀な人材を確保するため、科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)を利用し、公募による採用を行っている。</p> <p>教員採用の手続きとしては、まず人事委員会が設置する採用部会による研究業績審査(書類審査)を行い、当該結果を人事委員会に提出する。人事委員会はその選考結果を基に総合的審査を行う。審議の結果、採用が適切と認められた場合は、教育研究審議会及び理事会の議を経ることとしている。</p> <p>教員昇任の手続きとしては、まず人事委員会が設置する昇任部会による研究業績審査(書類審査)を行い、当該結果を人事委員会に提出する。人事委員会はその選考結果を基に総合的審査を行う。審議の結果、昇任が適切と認められた場合は、教育研究審議会及び理事会の議を経ることとしている。</p> <p>4) 授業科目の担当</p> <p>本学では、教育上主要と認める授業科目を必修科目と定義し、そのうち専任の教授・准教授が担当する科目は 78%である。また、上記以外の授業科目について専任の教授・准教授・講師が担当する科目は 44%である。教育上主要と認める授業科目には必修英語が、それ以外の授業科目には選択の語学科目が含まれており、これらについては外国語修得の効果を高めるため少人数化を図っているため、全ての科目を専任教員が担うことが難しい状況であるが、専任教員が授業内容及び成績評価等について責任を持って管理することで、語学科目の教育の質を担保している。また、2024(令和6)年4月から語学科目の専任教員を1名増やして体制の強化を図っている。</p> <p>なお、本学は指導補助者を置いていない。</p> |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | — |
| 改善を要する点 | — |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|--|
| | 学校教育法 | |
| ① | <p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p> | <p>奈良県立大学学則 第37条（教授会） 奈良県立大学教授会規程 第2条（構成）、第7条（審議事項）</p> |
| | 大学設置基準 | |
| ② | <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p> | <p>奈良県立大学学則 第36条（職員組織） 公立大学法人奈良県立大学組織規程 公立大学法人奈良県立大学人事委員会規程 公立大学法人奈良県立大学教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程 奈良県立大学教員の採用要件に関する内規 奈良県立大学教員の昇任資格要件に関する内規 奈良県立大学 Web サイト 〔概要・沿革（教職員数、教職組織 他）〕 奈良県立大学 Web サイト 〔教員紹介〕 奈良県立大学データ集 〔教職員の状況〕 認証評価共通基礎データ</p> |
| ③ | <p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p> | <p>奈良県立大学学則 第36条（職員組織） シラバス 時間割</p> |
| ④ | <p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p> | <p>奈良県立大学 Web サイト 〔概要・沿革（教職員数、教職組織）〕 奈良県立大学データ集 〔教職員の状況〕 認証評価共通基礎データ</p> |

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|-------------------|--|
| ※本学は、大学院を設置していない。 | |
| 自己評価結果 | |
| 優れた点 | |
| 改善を要する点 | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|------|
| ① | <p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p> | |
| ② | <p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p> | |
| ③ | <p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p> | |

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、一般選抜(前期日程・中期日程)、学校推薦型選抜、社会人選抜を実施している。

一般選抜では、大学入学共通テスト(3科目:国語、外国語、その他科目)の成績と小論文試験(英文読解を含む)の合計点をもとに入学者を選抜している。学校推薦型選抜では、学校長の推薦を出願要件とし、小論文試験(英文読解を含む)と面接により入学者を選抜している。社会人選抜では、小論文試験と面接により入学者を選抜している。

入学者選抜の全ての試験において小論文試験を実施し、社会への関心、常識にとらわれずに探究する力、思考力及び表現力を重点的に確認し、学校推薦型選抜及び社会人選抜では面接試験により、主体的に学ぶ意思、コミュニケーション能力及び地域活動への意欲を確認している。

入学者選抜に係る審議機関として入試委員会を置き、学生の受入方針及び入試の実施結果に基づき、制度変更の必要性や当該年度の入学者選抜の実施体制について協議している。可否については、入試委員会の判定及び教授会の承認を経て、学長が決定している。

入学者選抜の実施にあたっては、関係職員への説明会を実施するなど、公正かつ確実な入学者選抜業務の遂行に留意している。

特別な配慮が必要な受験者に対しては、事前相談を原則とし、学生募集要項にその旨を明記し、本人からの申し出により合理的配慮を行っている。

以上のとおり、入学者選抜の公平性・透明性を確保し、適切な方法で実施している。

個別学力試験の問題作成及び採点は、機密性を厳重に確保し、複数の人間によるチェック体制を取り、公平・公正な試験を徹底している。

2) 教育課程の編成・授業等

カリキュラム・ポリシーに基づき、「少人数対話型教育」を核とし、全学年に少人数ゼミをおく教育課程を編成している。

授業科目は、リベラルアーツ、語学科目、コモンズ基礎科目、コモンズ専門科目及びゼミで構成している。リベラルアーツでは学問の基礎、現代的教養、実践的な基礎を学ぶ科目等で構成し、語学科目は、習熟度別のクラス編成による基礎科目に加え、TOEIC、TOEFL 対策、英語プレゼンテーション、英語コミュニケーションなど計9コースが設定された「選択英語」等、学生が目的に応じて選択できる科目構成となっている。コモンズ基礎科目及び専門科目では、観光創造、コミュニティデザイン、都市文化、地域経済の対象領域を系統的に学ぶために、学年進行に即して基礎から専門にいたる科目で構成している。

また、自ら課題を発見し調査を行う主体性を重視した科目として、フィールドワークを配置している。ゼミについては、4年間の学びの全体像をイメージする1年次の基礎ゼミ、自ら設定し

たテーマに関する調査等を行い、主体的、能動的な学びを促す2～4年次のコモンズゼミを配置している。

このうち、特に必修科目として、4技能(読む、書く、聞く、話す)の基礎を修得する語学科目(計4単位)に加え、カリキュラムの主要授業科目として位置付けている1～4年次のゼミ(計24単位)、またこのゼミ指導と関連づけ、全学生が実施するフィールドワーク(計2単位)を位置付けている。この必修科目を軸としつつ、講義科目群は対象領域により観光系、地域経済系、コミュニティ系、都市文化系の4類型に整理され体系化されており、学生の主体的探究テーマに基づき系を超えた自由な選択が可能な、柔軟性の高いカリキュラムを構築している。

年間の授業開講期間は、学年暦において前期・後期に各々15週の授業期間と、悪天候等による休講を想定した補講期間及び1週目の定期試験期間を確保している。一部の講義は、教育効果を上げるために集中講義の形式で行っている。学年暦については、時間割と併せて学内 Web サイトに掲載し周知している。

3) 成績評価基準・卒業認定基準

成績評価基準は、学則第24条及び履修規程第16条において定められており、各授業科目の評価基準はシラバスに記載された評価項目(試験、レポート、平常の成績等)を勘案して判定している。シラバスについては統一性のある記載となるよう、教務委員会から各教員へ作成依頼を行う際、シラバス作成に係る留意事項をまとめた文書をメール添付することで周知している。入力後は、教務委員会がチェックポイントに基づき修正依頼等の調整を行ったうえで公開している。

成績評価は6種類の評語で表し、秀、優、良、可及び認を合格とし不可を不合格としている。学生は成績に関する問合せ及び異議を申し立てることができ、学生便覧及び本学 Web サイトにて周知している。

卒業認定基準は学則第32条及び履修規程に定められており、教授会の意見を聴き卒業認定を行っている。卒業認定要件を満たす学生について、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教務委員会、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

学位授与にあたり学生が獲得すべき学修成果は、ディプロマ・ポリシーで明示され、学生便覧に記載するとともに、成績評価基準と併せて4月に実施しているオリエンテーションで周知している。また、学位プログラムの集大成としてコモンズゼミⅢにおいて実施している卒業研究の評価にあたっては、全学共通の評価基準を明示した「卒業論文ルーブリック」を実施している。

4) 履修科目の登録の上限

適切に授業科目を履修するため、履修規程第13条に基づき1年間に履修登録できる単位数について、1～4年次までそれぞれ48単位と定めている。

| | |
|---------|--|
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | ・建学の精神に基づき、教育理念に沿った少人数対話型教育を柱とした教育を実施している。 |
| 改善を要する点 | — |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|---|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p> | <p>奈良県立大学学則 第11条（入学資格） 奈良県立大学入試委員会規程 アドミッション・ポリシー 奈良県立大学 Web ページ [入試情報(入学者選抜の概要、入学者選抜要項、学生募集要項 他)]</p> |
| ② | <p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p> | <p>奈良県立大学学則 第4章 教育課程及び履修方法等 奈良県立大学履修規程 奈良県立大学学位規程 カリキュラムポリシー カリキュラムマップ カリキュラムツリー シラバス</p> |
| ③ | <p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p> | <p>奈良県立大学履修規程(別表1) 奈良県立大学履修規程(別表2)</p> |
| ④ | <p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> | <p>奈良県立大学学則 第19条（単位の計算方法） 第20条（単位の授与） 奈良県立大学履修規程 第3条（単位の修得） 学生便覧（P.7 単位の修得） シラバス 学年暦</p> |
| ⑤ | <p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p> | <p>奈良県立大学学則 第2章 学年、学期及び休業日 学年暦</p> |
| ⑥ | <p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p> | <p>奈良県立大学学則 第2章 学年、学期及び休業日 第4章 教育課程及び履修方法等 学年暦</p> |
| ⑦ | <p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p> | <p>奈良県立大学学則 第18条（授業科目及び授業の方法） 奈良県立大学 Web サイト [キャンパスマップ・施設の概要] シラバス</p> |
| ⑧ | <p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p> | <p>奈良県立大学学則 第18条（授業科目及び授業の方法） 第24条（成績） 第32条（卒業） 奈良県立大学履修規程 第15条（試験） 第16条（成績評価） 卒業論文ループリック 奈良県立大学 Web サイト [成績評価基準、卒業認定基準] シラバス、学生便覧（P.9 成績、P.12 卒業、P.70 成績に関する問合せ及び不服申立てに関する要項） シラバスの作成について</p> |
| ⑨ | <p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p> | <p>奈良県立大学学則 第4章 教育課程及び履修方法等 奈良県立大学履修規程</p> |
| ⑩ | <p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p> | <p>奈良県立大学履修規程 第13条（履修登録の制限）</p> |

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|-------------------|--|
| ※本学は、大学院を設置していない。 | |
| 自己評価結果 | |
| 優れた点 | |
| 改善を要する点 | |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|------|
| | 大学院設置基準 | |
| ① | <p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> | |
| ② | <p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p> | |
| ③ | <p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p> | |
| ④ | <p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p> | |
| ⑤ | <p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p> | |
| ⑥ | <p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p> | |

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1)校地 本学の校地面積は、10,023 m²であり、大学設置基準第 37 条の基準面積(6,000 m²)を満たしている。</p> <p>2)運動場及び体育館 校地内に運動場(4,382 m²)を有している。現在は整備中のため使用を中止しているが、代替措置として近隣の運動場を借りた部活に対して賃借料の助成をしている。2024(令和6)年1月からIV号館を取り壊し、新たに運動場(4,382 m²)を整備する予定である。他に、校地内に体育館(912 m²)を有し、2023(令和5)年度にはクラブハウス棟(222 m²)が竣工した。</p> <p>3)校舎施設等 校舎施設等は、全体で 14,373 m²(体育館等を除く)であり、大学設置基準で定められた面積基準及び教育研究施設を備えている。(必要校舎面積:4,132 m²) I号館には、2室の大講義室(合計 400 m²、定員 380 名)、5室の小講義室(合計 335 m²、定員 210 名)がある。また、1階の食堂は、主に「食事をする場所」として使用されていたが、2023(令和5)年度に本学同窓会からの寄付金及び目的積立金を活用してリニューアル工事を実施し、「気軽に集い交流できる場所」となった。 II号館には、購買部及び食堂の厨房が配置されている。 III号館に情報処理学習のための施設として、コンピュータールーム(PC61 台設置)がある。 地域交流棟には、学長室、事務局、医務室が配置されている。 本館には、教員の個人研究室、共同研究室が配置されている。I号館及び地域交流棟と繋がっており、学生が研究室へ行って指導を受けやすい環境にある。 2021(令和3)年度にコモンズ棟(2,767 m²)が竣工し、1階には大講義室(153 m²、定員 108 名)、2階は普通教室(合計 485 m²、定員 252 名)、3階はゼミ室(合計 489 m²、定員 192 名)を配し、併せて多目的に利用可能なオープンスペースも有している。また現在、教育研究棟(仮称)(1,735 m²)を建築中であり、2027(令和9)年度より全面供用開始の予定である。 施設・設備の修繕・管理に係る業務は総務課が担当している。前回の認証評価時には、バリアフリー化が不十分との指摘があったが、エレベーターや多目的トイレなど施設整備を進めることにより、肢体不自由の学生も利用できるよう改善された。 施設・設備の維持管理及び安全衛生については、消防点検やエレベーター保守点検等の報告に基づき、計画的に修繕や改修工事を行っている。</p> | <p>また、建築基準法第 12 条に基づく建築物及び建築設備の点検で指摘された改善事項について、早期に対応し重大事故や災害の防止に努めている。一部の施設は旧耐震基準により建築されていたため、大規模な耐震化工事を行い、平成 28 年度に完了しています。また防犯面については、防犯カメラを学内に4台整備するとともに、本館1階に守衛室を設置し、夜間及び休日は警備委託による保安を行っている。警備員は、夜間3回キャンパス内を巡回し、施設の施錠、火災・盗難防止等の保安確認を行っている。また、校地内の2箇所にAEDを設置している。</p> <p>各教室等の器具や授業で使用する PC 等の備品については、教務・学生課において、教職員からの要望や予算等を勘案しながら整備を行うとともに、貸し出しに際しては帳簿により管理を行っている。</p> <p>4) 自主学習のための施設 自主学習のための施設として、自習室(I・II号館及びコモンズ棟)、附属図書館(閲覧席 88 席)、ラーニングコモンズ(地域交流棟)、III号館コンピュータールームを適宜開放している。</p> <p>5) 図書等の資料及び図書館 組織規程に基づき、附属図書館(1,334 m²)を設置し、図書資料等を収集、整理、管理及び利用に供している。学生及び教職員等の教育並びに調査、研究に資することを目的とし、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料として適当と認めるものについて、系統的かつ計画的に整理している。NACSIS-CAT 及び ILL システムを利用し、図書や雑誌論文の相互貸借と相互文献複写を行うとともに、OPAC による蔵書検索のほか、奈良県立図書情報館の資料を取り寄せることができる。 地下1、2階には書庫、1階には受付、事務室、閲覧席、蔵書検索用 PC 等、2階には地域創造関連図書、閲覧席、AV 資料利用席等が配置されている。 開館時間は、通常期が平日 9:00～20:00 まで、土日祝祭日及び大学が定める休業日等が休館日となっている。 資料 121,261 冊、雑誌 1,010 タイトルを所蔵している。 専任職員3名(うち、司書資格保有者2名)を配置し、ガイドンス等に対応している。 資料の整備は、教員の選定による指定図書の購入と学術情報委員会で承認を得た地域創造関連図書の購入及び寄贈図書の受入が中心である。 設備については、空調機器の増設及び館内照明の一部 LED 化を実施するなど、学修環境の維持、向上に努めている。</p> |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | ・食堂のリニューアルにあたり、学生の意見を取り入れたことで、より学生のニーズに沿った空間を創出した。 |
| 改善を要する点 | ・施設整備により運動場が使用中止になっているため、近隣の運動場を借りた部活に対して賃借料の助成をしている。 |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p> | <p>奈良県立大学 Web サイト 〔キャンパスマップ・施設の概要〕 学生便覧（P.2 施設の概要、P.124 施設及び教室等の配置図） 認証評価共通基礎データ</p> |
| ② | <p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p> | <p>奈良県立大学 Web サイト 〔キャンパスマップ・施設の概要〕</p> |
| ③ | <p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p> | <p>奈良県立大学附属図書館規程 奈良県立大学ユーラシア研究センター規程 公立大学法人奈良県立大学地域創造研究センター規程 学生便覧（P.2 施設の概要）</p> |
| ④ | <p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p> | <p>奈良県立大学附属図書館規程 奈良県立大学附属図書館公開要綱 公立大学法人奈良県立大学図書管理規程 奈良県立大学附属図書館 Web サイト 学生便覧（P.45 附属図書館利用の手引き） 認証評価共通基礎データ</p> |
| ⑤ | <p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p> | |

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>1) 事務組織</p> <p>学則第 36 条及び組織規程第 13 条に基づき、事務を管理するための事務局を設置している。</p> <p>事務局は、総務課、企画調整課、教務・学生課、国際交流室、キャリア・サポート室、地域交流室、附属学校室、危機管理室で構成されている。</p> <p>原則として月1回、課長会議、事務局連絡会議、係内会議を行い、事務局組織間の情報共有及び業務進捗状況の確認をしている。また、学内に設置された各種委員会に事務局職員が構成員として配置され、教職協働で大学運営を実施する体制を整えている。</p> <p>職員数は専任職員 17 名(事務局長 1 名、奈良県からの人事交流職員 15 名、法人プロパー職員 1 名)、特任事務職員 1 名、再雇用職員 4 名、契約事務職員 6 名、契約事務補助職員 6 名から構成されており、附属高校の開校や将来的な定員増など、新たな業務が増えている中、奈良県に対し職員の増員を要求し、直近数年間では職員数が増えている。</p> <p>長期にわたって在籍する職員を増やすことを目的に、有期契約事務職員から無期契約事務職員への転換を進め、2022(令和4)年度では6名が無期契約となった。また、2023(令和5)年度には、無期契約事務職員のうち1名を法人プロパー職員として採用した。これらの職員は、キャリア・サポートや国際交流、附属図書館など、主に学生支援に携わっており、学生対応の充実に繋がっている。</p> <p>職員に対する人事評価は、奈良県の制度と同様に目標管理による「業績評価」及び「能力評価」の2本立てで実施している。2020(令和2)年度からは奈良県からの人事交流職員に加えて、契約事務職員にも人事評価制度を導入し、事務局全体の能力向上、組織力の向上に取り組んでいる。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>学生委員会規程に基づき学生委員会を設置し、生活相談及び福利厚生等に関する事項を取り扱っている。また、学則第 44 条に基づき、学生相談室及び医務室等、学生支援のために必要な施設を設置している。</p> <p>学生生活での様々な悩み等「こころ」の相談に対応するため、臨床心理士によるメンタルカウンセリングを実施している。メールによる事前予約制で、対面による相談に加え、遠隔によ</p> | <p>る相談もしている。</p> <p>医務室を地域交流棟1階に設置し、授業中の体調不良やクラブ活動中の負傷などに事務職員が対応している。また、学生及び教職員に対して定期健康診断を年1回実施している。学生相談の案内及び健康診断受診は、オリエンテーションや学内 Web サイトにて周知している。</p> <p>ハラスメントの防止等に関する規程に基づき人権・ハラスメント委員会を設置し、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する相談等について、相談員(教員2名、職員2名)に相談できる体制を整えている。相談は面談のほか、電話、ファックス、メール等で受け付けており、事案発生時には相談者の意向に応じて調査委員会を設置するなど、速やかに対応している。学生及び教職員等へは学生便覧及び学内 Web サイト等で周知している。</p> <p>公益通報及び外部通報に関する規程を制定し、公益通報制度を設けている。職員や学生等からの法人運営上の法令違反及び職務遂行上の不当な行為について、総務課が受け付ける体制を取っている。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>自分らしい生き方・働き方を考え、人生や職業生活の設計をするためのキャリア教育として、「キャリアデザイン I」「キャリアデザイン II」を開講している。</p> <p>また、入学から卒業まで一貫したキャリア支援を行う部署として、キャリア・サポート室を設置している。同室には、担当職員 2 名(うち、国家資格キャリアコンサルタント 1 名)が常駐しており、個別指導に当たっている。学年ごとのキャリア支援として、2 年生対象就職対策講座(インターンシップの取扱いについて全 2 回)、3 年生対象就職対策講座(自己分析、業界研究、志望動機作成のポイント等について前期 11 回後期 10 回、全 21 回)を実施するとともに、学内業界・業種研究会、保護者対象就職説明会等を実施している。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約事務職員から無期契約事務職員への転換及びプロパー職員の採用を進めており、事務局としての専門性及び業務の継続性の確保に努めている。 ・多くの事務局職員が委員会活動に参加し、教員と連携して学生支援や大学運営を行っている。 |
| <p>改善を要する点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数が少なく一人の職員が担う業務範囲が広いため、県へ職員の増加を要望している。 |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| | 大学設置基準 | |
| ① | <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p> | <p>奈良県立大学学則 第36条（職員組織） 第13章 厚生保健施設 公立大学法人奈良県立大学組織規程 奈良県立大学学生委員会規程 奈良県立大学就職委員会規程 奈良県立大学データ集</p> |
| | 大学院設置基準 | |
| ② | <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p> | ※該当なし |

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|---|
| <p>1) 3つのポリシーの策定</p> <p>建学の精神に基づく教育理念に沿って、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。これは2016（平成28）年度に、本学の基本理念及び目的に基づき、学部長、教務委員長、入試委員長などを委員とするワーキンググループで議論した後、全ての教員が参加可能な全6回の会議を経て、教育研究審議会で審議を行ったうえで制定されたものである。</p> <p>3つのポリシーについては、本学 Web サイトで公表するとともに、入学希望者に配布する学生募集要項及び在学生に配布している学生便覧にも掲載し、周知に努めている。</p> <p><u>①ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）</u></p> <p>「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ことを建学の精神に掲げ、日本の歴史文化の原点である奈良の地で、歴史という時間軸と地域という空間軸の両面から現代社会の諸問題を探究し、グローバルかつローカルな視点をもって、国際社会及び地域社会で活躍できる人材を育成することを目標としている。</p> <p><u>②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）</u></p> <p>ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げた人材を育成するにあたって、個々の学生が主体的に学修に取り組むことを重視し、「少人数対話型教育」を核とした本学独自の「学習コモンズ制」を設定し、すべての学年において、少人数ゼミと講義及びフィールドワークを有機的に結びつけて教育している。</p> <p><u>③アドミッション・ポリシー（入学者選抜の方針）</u></p> <p>ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる人材を育成するため、本学として学生に求める能力・資質を定めている。本学では、入学者を選抜するため、「学校推薦型選抜」「社会人選抜」「一般選抜」の3種類の入学試験の実施し、学生に求める能力・資質を図っている。</p> | <p>2) 3つのポリシーの一貫性の確保</p> <p>カリキュラムの主要授業科目に、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに掲げる、学生の主体的探究を軸とした少人数対話型教育を実践するゼミと、学生の創造的探究を促すフィールドワークを位置付けている。これらは、ディプロマ・ポリシー全項目の達成に寄与している。また、教学マネジメントシステムである「学びのデザイン&ポートフォリオ」をゼミ教育と連動させ活用することで、ディプロマ・ポリシーの各項目と関連した多様な授業科目群のなかから、学生が自身の探究テーマに即した履修計画を段階的に策定し実施できるよう、対話を通してサポートしている。</p> <p>また、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル・科目レベルの2段階で学習成果を査定している。機関レベルでは、各学期末に全学年を対象にディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に合致した力の習得状況について測る「学びのアンケート」を実施し、本学の学習成果の達成状況を査定している。科目レベルでは、シラバスで提示されたディプロマとの関係を踏まえた授業科目の学習成果（到達目標）に対する成績評価の結果（GPA・修得単位）から、科目ごとの学習成果の達成状況を査定している。また、教学 IR による学修成果の可視化手法の検討にも着手し始めている。</p> <p>また、教育研究活動全般の課題や見直しなどについては、教育研究審議会で審議して教育研究の方針を定め、学内の各委員会と連携しながら実現に向けた行動を行っている。</p> <p>3) ガイドラインとの適合性</p> <p>本学の3つのポリシーは、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）に則した内容と言える。</p> |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | — |
| 改善を要する点 | — |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| ① | <p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p> | <p>奈良県立大学 Web サイト [3つのポリシー]</p> |

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>1) 目的の公表と周知 本学 Web サイトに大学の目的及び学部の教育研究上の目的を掲載し、学内外に公表している。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいても大学の教育研究上の目的や特色等を公表している。</p> <p>2) 3つのポリシーの公表と周知 本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは本学 Web サイトで公表しているほか、大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項及び学生便覧等に掲載し、オープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等により積極的に周知している。</p> <p>3) その他の情報の公表と周知 学校教育法施行規則第 172 条の2に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、大学機関別認証評価及び設立団体である奈良県が設置した評価委員会(奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会)による評価の結果等について、本学 Web サイトで公表している。 大学に関係する各種情報をまとめた「奈良県立大学データ集」を作成し、本学 Web サイトに掲載している。 大学案内「CAMPUS GUIDE」を毎年度作成し、全国約 1,200 校の高等学校に配布するとともに、オープンキャンパスや大学説明会等で配布することで、高等学校、受験生及び保護者に対して、本学の魅力を伝えている。 教員の研究等を掲載した学報「研究季報」を発行して、研究成果を報告している。 学生の活動状況などを掲載した広報誌「Narapu」を発行し、在籍する全学生の保護者、県内高等学校、県内自治体等に発送し、継続して保護者や地域の方々等に本学への理解を深めてもらえるよう努めている。 大学情報のより広い公開を目的として、本学公式 SNS (Instagram、X(旧 Twitter)、LINE、YouTube) を開設し、定期的な情報発信を行っている。</p> <p>4) 情報公表体制の整備 ①学外に対する情報公表体制 2022(令和4)年度に本学 Web サイトのデザインを一新して情報公開の充実を図り、スマートフォンやタブレットでの閲覧・</p> | <p>検索に対応したシステムに改善し利便性を高めた。 本学 Web サイト及び各種刊行物の発行は、各委員会等と事務局が連携して行い、広報誌の制作やオープンキャンパス、大学説明会などのイベント運営でも学生の積極的な参画を取り入れ、全学的な情報の集約と適切かつ積極的な情報発信に努めている。 また、教員及び学生の地域との連携事業などについて、積極的に SNS (Instagram、X(旧 Twitter)、LINE、YouTube) に掲載するとともに、報道機関への情報提供を行い取材の機会を提供し、新聞等への掲載に取り組んでいる。</p> <p>②学内に対する情報公表体制 学内専用の学生及び教職員向けサイトである「manaba」及び「学内 Web サイト」に関しては、ログイン時にID及びパスワードの入力が必要であり、学外公開情報との差別化を図っている。授業や休講に関する情報、奨学金等の支援に関する情報、履修登録等について迅速な情報公開を心がけ、効果の高い情報提供を行っている。 上記①及び②の情報公表を行うにあたり、情報の公開性と利便性を確保するため、「公立大学法人奈良県立大学情報セキュリティポリシー」において、情報システムの情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めており、情報システムの整備・情報資産の保全を図っている。</p> <p>5) 教育研究上の基本組織・教員の業績等の公表 本学の教育研究の成果については、それぞれの専門分野の学会誌等に加え、研究季報等によって発信されている。また、これらの一部については、本学 Web サイトや奈良県大学リポジトリにおいて公開するなど、本学の教育研究活動に係る情報を積極的に発信している。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>・「SNS 運営チーム」の構成員として、教職員に加えて学生も所属しており、学生の視点も踏まえた情報の発信を行っている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p>—</p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|---|
| | 学校教育法 | |
| ① | 第十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。 | 奈良県立大学 Web サイト [教育情報の公表] |
| | 学校教育法施行規則 | |
| ② | 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 | 公立大学法人奈良県立大学情報セキュリティポリシー 奈良県立大学 Web サイト [教育情報の公表] |

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1) 自己点検・評価の実施</p> <p>教育研究水準の向上と本学の目的達成のため、教育研究活動等の状況を定期的に自ら点検・評価することを学則第1条の2に定め、その中心的組織として組織規程第8条に定める計画・評価委員会を設置している。当該委員会の組織及び運営は、計画・評価委員会規程に定められており、自己点検・評価の責任組織として内部質保証システムを機能させることで教育研究活動等の質向上を推進している。</p> <p>学校教育法 109 条に定める自己点検・評価は、大学全体、学部及び教員個人のレベルごとに実施し、大学全体レベルでの自己点検・評価の結果を本学 Web サイトで公表している。</p> <p><u>(a) 大学全体レベル(全学)での自己点検・評価</u></p> <p>計画・評価委員会が中心となり学校教育法第 109 条に基づく自己点検・評価を実施している。構成員は学長を委員長とし、学部長及び各委員長など教育研究全般に渡り計画・評価に対応できる人材を選任している。評価項目は教育研究、組織運営及び施設整備を網羅し、学校教育法第 109 条第1項の定めにも則している。また、2023(令和5)年度には学長のリーダーシップのもと教学 IR チームを立ち上げ、学修成果の可視化・把握に向けた検討を進めている。</p> <p><u>(b) 学位プログラムレベル(学部等)での自己点検・評価</u></p> <p>各委員会等において自己点検・評価を行うにあたり、客観的な数値やデータなど根拠資料をもとに実績の抽出を行い評価している。また計画・評価委員会にて改善が必要と認められた事項について、その改善案を検討している。</p> <p><u>(c) 授業科目レベル(教職員)での自己点検・評価</u></p> <p>教員個人の自己点検・評価は、P(シラバスの作成)D(講義の実施)C(自己チェックシート)A(P～Cに基づく改善)のサイクルを回すことにより実施している。</p> <p>これに加え、2010 年度(平成 22 年度)及び 2017 年度(平成 29 年度)には、独立行政法人大学評価・学位授与機構により大学機関別認証評価を受審し、その認証を受け、本学 Web サイトで公表している。</p> <p>地方独立行政法人法第 26 条に係る計画及び第 78 条の2に係る評価についても計画・評価委員会が所掌しており、年度計画及び中期計画を達成するため、「教育」「研究」「地域連携」「国際交流」「法人運営」の5つの分野につき、点検・評価を実施している。中期目標の期間における中間及び期末時点に係る業務実績(2022(令和4)年度までは各事業年度の業務実績を含む)について、奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会の評価を受け、委員の意見をもとに改善に取り組み、教育研究活動等に係る質保証に努めている。</p> | <p>2) 教職協働</p> <p>全ての委員会に、教員に加え事務職員も構成員として参加するなど、大学運営にあたり様々な形で日常的に協力し、教員と事務職員が連携しながら委員会等で方策を決定し実施している。</p> <p>3) 研修等の体制</p> <p>FD・SD 委員会を設置し、教職員の資質向上を目的とした各種研修を開催している。</p> <p>①FD</p> <p>教育の質保証の取組みとして、授業に関する自己チェックシートの作成(全教員対象)を行っている。自己チェックシートとは、授業を行った教員が自ら授業内容、学生の反応、工夫点、課題等について記述するものであり、各教員が提出した自己チェックシートは manaba の教員専用ページにて相互閲覧が可能であり、お互いの記載内容を確認することで今後の授業内容の改善に活かすことの出来る環境を整えている。</p> <p>また、毎年 FD 研修会を開催しており、令和5年度については2回開催した。</p> <p>②SD</p> <p>例年2回の SD 研修を実施するとともに、大学運営説明会を実施することで、教職員の資質向上や大学業務についての教職員の理解向上を図っている。</p> <p>③その他</p> <p>公立大学協会や各種団体が実施する研修等へ職員を積極的に派遣し、職員として必要な知識を習得している。奈良県からの人事交流職員は、奈良県が実施する階層別研修、能力開発向上研修を受講している。法人プロパー職員は、奈良県が実施する新規採用職員研修を受講している。</p> <p>4) 学修成果の把握</p> <p>学生の履修、成績等は教務システムで管理運用している。また、GPA 制度を導入しており、学期毎の推移が確認できる。これは教務・学生課で運用し、その情報は必要に応じて学生指導、カリキュラム配置及び授業免除等の資料として各委員会等に提供している。個人情報の取扱い及び情報セキュリティの確保は、法令及び本学諸規程に基づき厳重に行っている。</p> <p>成績を中心とした教育情報を分析し、学修成果の可視化を図ることで対話型教育を促進するため、2023(令和5)年度に教学 IR チームを立ち上げ、教学 IR の取組みを進めている。</p> |
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | — |
| 改善を要する点 | ・教学IRの取組みを強化し、教学マネジメントを推進する必要があるため、教学 IR チームを立ち上げた。 |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|--|
| | 学校教育法 | |
| ① | <p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p> | <p>奈良県立大学学則 第1条の2（点検及び評価） 公立大学法人奈良県立大学計画・評価委員会規程 奈良県立大学 Web サイト [大学機関別認証評価 評価報告書] 奈良県立大学 Web サイト [年度計画・業務実績報告]</p> |
| | 学校教育法施行規則 | |
| ② | <p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> | ※該当なし |
| ③ | <p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> | ※該当なし |
| ④ | <p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p> | <p>奈良県立大学学則 第1条の2（点検及び評価） 公立大学法人奈良県立大学計画・評価委員会規程 奈良県立大学 Web サイト [大学機関別認証評価 評価報告書]</p> |
| | 大学設置基準 | |
| ⑤ | <p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p> | <p>奈良県立大学FD・SD委員会規程 公立大学法人奈良県立大学職員就業規則 第42条（研修） 奈良県立大学教員長期研修に関する規則</p> |
| | 大学院設置基準 | |
| ⑥ | <p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p> | ※該当なし |
| | 法令外の関係事項 | |
| ⑦ | <p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p> | 学生便覧 (P.67 GPA 制度要項) |

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

公立大学法人として、設立団体の長が定める中期目標の達成のために中期計画、各年度の年度計画を定め、「予算、収支計画及び資金計画」を本学 Web サイトに公表している。中期目標に係る意見、中期計画、年度計画のうち経営に関するものは経営審議会の審議事項であり(公立大学法人奈良県立大学定款第 20 条(1))、理事会で議決される(同第 17 条(1))。予算の作成・執行、並びに決算も経営審議会の審議事項であり(同第 20 条(4))、理事会で議決される(同第 17 条(3))。

現在、第2期中期目標期間(2021(令和3)年度～2026(令和8)年度)にあたり、各年度予算の作成・執行は、予算規程、会計規則等に従い適切に行われている。過去5年間の決算状況では、収入総額が支出総額を常に上回っており、安定的な収入の確保を実現している。また、各事業年度の剰余金については奈良県から経営努力を認定されており、目的積立金として整理しているため、安定した大学運営を実現している。

| 決算額の推移 | 2018(H30) | 2019(R元) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) |
|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 収入総額(A) | 771 | 834 | 830 | 1,089 | 1,063 |
| 支出総額(B) | 741 | 796 | 801 | 1,064 | 1,025 |
| 差額(A-B) | 30 | 38 | 29 | 25 | 38 |

各年度の剰余金は、利益処分による目的積立金(教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金)として、設立団体である奈良県に承認されている。また、「教育研究基金」を創設し、「教育の充実、修学の奨励や援助など教育研究の振興」を目的とした寄附を募っている。

監査については、外部の弁護士及び公認会計士で構成される監事2名による監事監査や、内部監査室による内部監査を実施している。また、地方自治法第 199 条第7項に基づき設立団体である奈良県の監査委員による財政援助団体監査が毎年度実施されている。財務諸表等の作成については、地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務を委託している監査法人の会計指導及び決算指導を受けたうえで作成した後、監事により、財務諸表は財務状態・運営状況等を適正に表示しているか、事業報告書は業務の運営を正しく表示しているか、決算報告書は決算の状況を正しく示しているか等について監査を行っており、その後理事会により承認を受けている。

2) 自己収入の確保

本学の収入は運営費交付金のほか、自己収入である学生納付金(授業料、入学金及び入学検定料)収入、受託事業及び科研費を始めとした外部研究費で構成されている。

本学では、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等に努め、教育研究にふさわしい環境の整備に充てているところであり、具体的には、収入確保に向け、以下のような取組みを行った。

- ・地域創造研究センターを設立し、2021(令和3)年度から専任の URA を配置し、外部資金の獲得に努めている。

外部資金獲得金額

- ・共同研究(1件) 2,500 千円
- ・受託事業(6件) 14,850 千円
- ・科研費 18,312 千円(直接 14,190 千円;間接 4,122 千円)
- ・寄附金 1,136 千円
- ・科研費獲得を目指し、インセンティブ制度を導入した。
- ・利益剰余金の目的積立金化を実現した。
- ・2019(令和元)年度に大口の寄附金(1件 18,600 千円)があった。

3) 教育研究活動への適正な資源配分

第1期中期計画期間中は、必要経費から収入を引いた不足分を運営費交付金として設置団体から交付されていた。第2期中期計画からは、運営費交付金が定額交付となり、法人で裁量をもって予算配分を行うことが可能になった。

本学は、設置団体である奈良県から土地の無償貸与を受けている。建物に関しては全て耐震改修済みであり、現在進行中の施設整備計画についても、本学の意見をくみながら、奈良県で建築工事を行っている。

また、法人化されてから長期借入や短期借入は一切行っていない。

| | |
|---------|--|
| 自己評価結果 | 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。 |
| 優れた点 | ・経常的な収入の確保及び経費削減等の取組みに加え、借入金が無いなど、財務状況が安定している。 ・競争的資金への積極的な公募申請及び外部資金の獲得に取り組んでいる。 |
| 改善を要する点 | — |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|--|--|
| | 大学設置基準 | |
| ① | 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 | 奈良県立大学 Web サイト 〔財務情報〕 |
| | 大学院設置基準 | |
| ② | 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 | ※該当なし |

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

| | |
|---|--|
| <p>1) ICT環境の整備</p> <p>全学的な情報の管理を行うための組織として、規程に基づき学術情報委員会を設置し、本学の有する情報資産を適切に保護・活用している。また、情報セキュリティポリシーを定め、組織的に情報基盤の整備や情報資産のセキュリティ保護のための管理・運用又は利用を行っている。</p> <p>情報処理学習のための施設として、Ⅲ号館にコンピュータルームを備え、PCを61台設置している。2020(令和2)年度には、PCがない学生のため貸出用PC及びモバイルルーター各40台を調達して教育環境を向上させるとともに、全ての建物でWi-Fiを整備する等、オンライン授業に必要なインフラ整備を行った。併せて、オンライン授業を実施するためのビデオ会議システム(Zoom)を導入し非対面授業に対応している。</p> <p>2) 学生支援</p> <p>①学修支援</p> <p>新入生オリエンテーションを開催し、教育課程や履修内容等を周知している。また、履修登録期間に教員と在学生在が中心となり履修相談会を開催し、新入生や後輩向けにサポートを行っている。</p> <p>日常の履修相談は教務・学生課が対応している。また1年次から少人数ゼミを実施し、ゼミ担当教員を履修指導担当教員と位置づけ、個々の学生の学習支援に関するニーズを把握し、授業や履修の相談や助言・指導にあたっている。加えて、オフィスアワーを設定するなど、相談しやすい環境作りに努めている。また、臨床心理士によるメンタルカウンセリングを月2回実施している。</p> <p>学生支援機関として、就職に関してはキャリア・サポート室、留学・国際交流に関しては国際交流室、フィールドワークなど地域における活動支援に関しては地域交流室がサポートしている。</p> <p>I・II号館及びコモンズ棟に自習室を設置するとともに、地域交流棟にラーニングコモンズを設置し、自主学習しやすい環境を整えている。</p> <p>成績不振者については、教務委員会で成績状況を審議した後、ゼミ担当教員に情報共有し、場合によっては本人や保護者へ連絡している。また、休学している学生については、休学期間満了の約1か月前に、休学期間満了日及び復学する場合の注意点等を文書により通知している。</p> | <p>②障害を持つ学生への支援</p> <p>学生募集要項に「受験上又は修学上の配慮を必要とする場合」として、障害等がある方に受験上及び修学上配慮が必要な場合に申し出ができる制度を設け、受験上必要な配慮を行うとともに、合格後には教務委員会又は学生委員会等の適した機関において履修科目の担当教員に配慮するよう依頼を行うなど、必要な支援を実施している。</p> <p>③留学支援</p> <p>国際交流室では、現在14校ある学生交換・派遣留学協定校を含めた各地域への留学を希望する学生に対し、相談体制を整えている。海外協定校向け留学説明会等の留学促進の取組みに加え、海外派遣留学生向けの事前研修として海外安全オリエンテーションを実施し、留学先での危険情報等の周知にも取り組んでいる。他にも、実践的な英語能力を高めたい学生向けに週1回Eカフェを実施し、外国人教員との英会話の機会を提供している。外国人留学生に向けては、オリエンテーションの開催、チューター制度及び留学生宿舍制度等、受入体制を整えている。</p> <p>④経済的支援</p> <p>i) 授業料等の減免</p> <p>2020(令和2)年度から、国において高等教育無償化に基づく授業料等の減免制度が創設されたことに伴い、授業料等減免規程を定め、高等教育の修学支援新制度に準じて運用している。</p> <p>学生には、本学Webサイト及び学生便覧等により周知しており、2023(令和5)年度の実績は、授業料1/3免除20名、授業料2/3免除32名、授業料全額免除63名であった。</p> <p>ii) 奨学金</p> <p>日本学生支援機構及び地方公共団体や民間団体等が支給する奨学金に関する情報を本学Webサイトに掲載し、学生からの相談や申込み対応を大学窓口で行っている。</p> <p>日本学生支援機構奨学金については春季及び秋季の採用時期に説明会を開催している。</p> <p>iii) 学業優秀学生表彰制度</p> <p>2020(令和2)年度に「学業優秀学生表彰制度」を創設し、1年生については入試成績をもとに、2～4年生についてはGPAをもとに優秀学生の表彰を行うことで、学生の勉学の奨励を図っている。</p> |
| <p>自己評価結果</p> | <p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p> |
| <p>優れた点</p> | <p>・学業優秀学生表彰制度を設けており、学生の学習意欲向上を図っている。</p> |
| <p>改善を要する点</p> | <p>—</p> |

(2) 関係法令等に対応する関連資料

| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
|----|---|---|
| ① | ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。 | 奈良県立大学学術情報委員会規程 公立大学法人奈良県立大学情報セキュリティポリシー 学生便覧 (P.27 パソコン等の利用について) |
| ② | 学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。 | 奈良県立大学 Web サイト [学生サポート] 学生便覧 (P.21 学生生活の手引き) |
| ③ | 学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 | 公立大学法人奈良県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領 奈良県立大学 Web サイト [修学上の支援] |
| ④ | 学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 | 公立大学法人奈良県立大学授業料等減免規程 奈良県立大学授業料の分割納付等に関する要綱 奈良県立大学 Web サイト [延納、分納、減免制度] 奈良県立大学 Web サイト [奨学金等] |
| ⑤ | 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。 | ※該当なし |

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

| | |
|--|---|
| <p>教育研究水準の向上と本学の目的達成のため、教育研究活動等の状況を定期的に自ら点検・評価することを学則第1条の2に定め、その中心的組織として組織規程第8条に定める計画・評価委員会を設置している。当該委員会の組織及び運営は、計画・評価委員会規程に定められており、自己点検・評価の責任組織として内部質保証システムを機能させることで教育研究活動等の質向上を推進している。学校教育法109条に定める自己点検・評価は、大学全体、学部及び教員個人のレベルごとに実施し、大学全体レベルでの自己点検・評価の結果を本学 Web サイトで公表している。</p> <p>ここでは、本学の行う自己分析活動の状況を示すため、4つの取組みを取り上げて紹介する。</p> <p>No.1 「学びのデザイン&ポートフォリオ」等を活用した教・学協働による教育改善【学習成果】</p> <p>本学では、独自の教学マネジメントシステムの構築をFDの一環として実施してきた。その結果、2023（令和5）年度に同システム「学びのデザイン&ポートフォリオ」及び「卒業論文ルーブリック」を始動した。教員はこのデータとLMS上の学生の学修歴を把握し、教育の改善を図っている。また教務委員会、教務・学生課と教学IRチームが連携を図り、学修成果の可視化・定量化手法の検討を進めている。</p> <p>No.2 少人数対話型の教育の推進と学生支援</p> <p>本学は、主体性を涵養し、コミュニケーション能力を高めるために少人数対話型教育を推進してきた。少人数ゼミを推進するとともに、その体制を維持するため教務委員会で確認を行っている。また課題解決型学習やアクティブ・ラーニングといった教育実践を展開するために学生支援を講じている。学生支援には学修に関する支援及び学生生活に関する支援が含まれるが、特に学修支援に関しては、学生グループによる共同研究に対して競争的資金を提供し、その研究成果の報告を義務づけることで、学生支援の成果を可視化している。</p> | <p>No.3 個々のキャリア形成と進路選択に対応した学生支援</p> <p>本学は、キャリア教育とキャリア支援を密接に関連づけることで、学生一人ひとりの主体的なキャリア形成を促し、希望する進路の実現を支援することを目的としている。そのための体制として、キャリア教育担当の教員を配置するとともに、教員、キャリア・サポート室職員で構成される就職委員会で、教・職が情報共有を図って、キャリア形成支援の方法及び就職支援の在り方を検討している。上記の目的に沿い、学年ごとに就業について考える機会を切れ目なく提供している。情報技術の進展、景気の動向により企業・団体の採用状況等が変化することから、同委員会では絶えず外部環境の変化や動向について情報を共有している。また、特に本学が置かれた社会的環境に応じた取組みも行い、奈良県内の企業・団体への理解・関心を促す様々な機会を提供している。</p> <p>No.4 積極的な外部資金の獲得による研究の推進</p> <p>本学は単科大学であるが、教員の専門領域は社会科学・人文科学やそれらの複合領域と多岐にわたる。こうした特性を活かした本学独自の研究支援体制の構築や、地域社会・現代社会の変化に応じた新たな研究課題への取組みが求められている。こういった課題に包括的に対応する目的で、2020（令和2）年度に地域創造研究センターが設立された。2021（令和3）年度には同センターにURA（リサーチ・アドミニストレーター）職員を配置し、競争的研究資金の獲得を支援するとともに、学外の研究者等との共同研究を行う体制を整備し、地域課題に対応した研究の推進・展開を行っている。また競争的研究資金の情報収集・申請支援等による競争的研究資金の獲得など、研究活動活性化のための研究支援組織の充実を図っている。外部資金応募者数・獲得数、共同研究・受託研究等のデータを集計し、改善点を同センターで協議するとともに、教授会で諮ってさらなる充実に努めている。</p> |
|--|---|

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

| No. | タイトル | ページ数 |
|-----|---|------|
| 1 | 「学びのデザイン&ポートフォリオ」等を活用した教・学協働による教育改善【学習成果】 | 37 |
| 2 | 少人数対話型の教育の推進と学生支援 | 38 |
| 3 | 個々のキャリア形成と進路選択に対応した学生支援 | 39 |
| 4 | 積極的な外部資金の獲得による研究の推進 | 40 |
| 5 | | 41 |

3) 自己分析活動の取組み

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 1) | 「学びのデザイン&ポートフォリオ」等を活用した教・学協働による教育改善【学習成果】 |
| 分析の背景 | <p>主体的探究と創造性を重視した少人数対話型教育を掲げている本学では、トップダウンではなく学生・教員の主体性及び両者の対話を重視した独自の教学マネジメントシステムの構築をFDの一環として全学体制で模索し、段階的に発展・強化させてきた。その結果として、2023(令和5)年度より、本学の特色を活かした教員と学生の協働による教学マネジメントシステム「学びのデザイン&ポートフォリオ」及び「卒業論文ループリック」を本格始動し、運用中である。</p> |
| 分析の内容 | <p>1. 「学びのデザイン&ポートフォリオ」による学生の主体性涵養と連動した教育改善</p> <p>少人数対話型で主体性を重視した本学の特色を活かし、学生・教員の主体性及び両者の対話を重視した独自の教学マネジメントシステムの構築を、FDの一環として全学的に検討し実践している。2023(令和5)年度から運用開始したこのシステム「学びの設計&ポートフォリオ」は、2019(令和元)年度から運用してきた学生の主体的学びを段階的に促すツール「学びの設計書」(1年次)「研究計画書」(2年次)等を発展的に統合したものである。学生は、「自己の学びを振り返り、高める」目的のもと、各学期末に自らの学びの成果を振り返る定量的ツール「学びのアンケート」、そして各年度末に学びのプロセスを可視化することで整理し、課題認識や次年度の展望へとつなげる定性的ツール「学びの設計書」(1年次)「学びの現在地」(2年次、3年次)を作成し、LMS(manaba)上で学習履歴も併せて統合し、自身の学びのポートフォリオを作成する。教員は、「学生の学びの状況を把握することを通じて、自己の教育を振り返り、高める」目的のもと、これらの作成において、担当ゼミ学生と対話することを義務づけ、またLMS(manaba)に集約された定量・定性データから学生の学びの実態を把握し、その内容を踏まえて自身の教育内容の改善を行っている(図1)。また、当該ツールは2年次、3年次のゼミ選択の基本書類としても活用しており、学生自身の学びの設計・計画と、指導教員の専門領域とのマッチングの向上にも寄与している。</p> <p>2. 「卒業論文ループリック」による双方向の教育評価と可視化</p> <p>本学の教育の集大成である卒業研究についても、学生・教員の主体性及び両者の対話を重視し、全学共通の評価基準に基づき、自身の達成状況を可視化し把握する「卒業論文ループリック」を2023(令和5)年度から導入している。学生、指導教員各々の評価を記入し、LMS(manaba)で明示・共有する双方向型の運用を行っている。</p> <p>3. 全学的教育改善に向けた不断の取組み</p> <p>これら一連の教学マネジメントシステムの目的等に関する学生、教員双方への周知と運用は、全学的な組織体制として、教務委員会と教務・学生課が協働で実施している。蓄積された定量・定性データは教務・学生課が一元的に管理し、教学IRと連動してカリキュラムやシステム等の改善につなげることを意図している。教学IRチームは、2023(令和5)年度より、上記システムに記録された自身の学びのプロセスを、客観的に検証できることを目的とした、学修成果の可視化・定量化手法の検討に着手している。今後、より効果的かつ教育現場に即した当該手法の在り方について、全学的に検討する予定である。</p> |
| 自己評価 | <p>単にツールを整備するだけでなく、教員・学生が共にその活用を主体的に考え実践している点、また、教員とのコミュニケーションの向上による双方向型の教育改善を重視した設計と運用がなされている点で、本学の特色に沿った、独自性の高い教学の自己改善のしくみであることが確認される。今後この特色を活かし着実な運用を重ねると共に、教学IRと連携し、より効果的な内容の強化に努めたい。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学びのアンケート」「学びの設計書」「学びの現在地」のフォーマット ・「学びの設計&ポートフォリオ」のツール検討にあたっての記録 ・2023(令和5)年度「学びのアンケート」集計結果【前期・後期】 ・2023(令和5)年度「卒業論文ループリック」のフォーマット及び集計結果 |

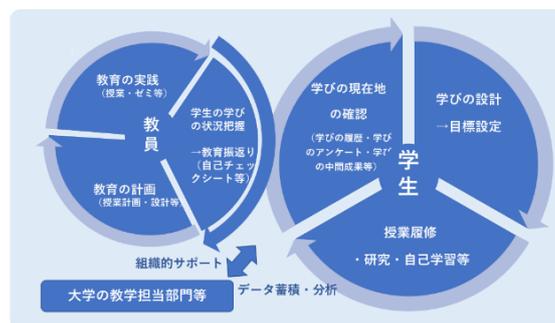
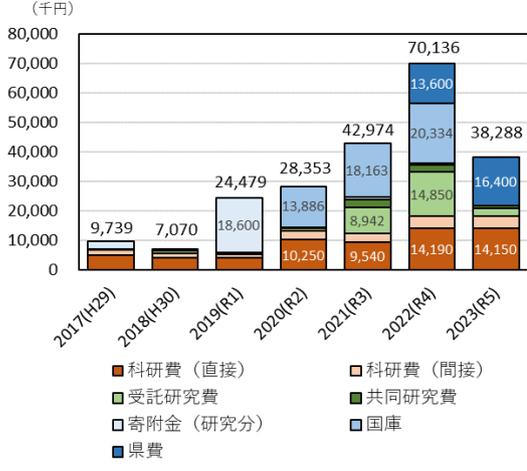


図1 FDを経て教授会にて共有された「学びの設計&ポートフォリオ」概念図

| タイトル (No. 2) | 少人数対話型の教育の推進と学生支援 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|----|----|------|----|------|---|------|---|------|----|------|----|
| 分析の背景 | 本学では少人数対話型の教育を推進してきた。主体性を涵養し、コミュニケーション能力を高めるために少人数でのゼミ運営を進め、自治体や企業などと連携した課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニング（AL）を行っている。また、こうした教育実践を展開するための学生支援を講じている。 | | | | | | | | | | | | |
| 分析の内容 | <p>1. 少人数編成のゼミによる対話型教育の推進</p> <p>ゼミに関しては、1年生対象の基礎ゼミの定員は例年10人程度、2年生対象のコモンズゼミⅠは10人、3-4年生対象のコモンズゼミⅡ・Ⅲは5人となっている。1年次の基礎ゼミは初年次教育にあたることから、入試種別、性別、出身地などが偏らないように配慮しながらクラス編成を行っている。3年次以降は、語学やキャリア教育担当の教員を除くすべての専任教員がゼミを担当することとしており、ゼミ担当教員が作成するゼミ選択ガイドや研究室訪問等を通じて、学生自身が希望するゼミを選択することで、学生の主体的な学びを可能としている。</p> <p>2. ゼミ・研究活動への支援と研究成果の発表機会の提供</p> <p>少人数対話型教育の推進に関わる学生支援としてはまず、学生一人当たり年間4,000円余りを予算化してゼミ単位で支給し、テキスト等の資料購入や交通費に充てることでゼミ活動を助成している。これとは別に、学生グループによる学外調査のために、競争的資金として「学生グループ共同研究助成」を毎年募集しており、例年5件から7件の採択がなされている。また、学生による研究成果の発表の機会として、毎年度末に「地域活動報告会」を開催しているほか、学生グループ共同研究助成の採択を受けたグループによる調査報告書や、卒業論文を対象とする懸賞制度において受賞した卒業論文に関しては、本学の研究教育のまとめとして「奈良県立大学研究報告」と題する年次報告書に収録し、公表している。また、懸賞制度において受賞した学生は、毎年の卒業式で学長より表彰を受けている。</p> <p>3. LMS等の整備による学修支援</p> <p>学生の学修支援として2020（令和2）年にはLMS（学修支援システム）のmanabaを導入した。また、コロナ禍におけるオンライン教育への対応としてオンライン会議システムのZoomを導入し、さらに2022（令和4）年末からはMicrosoft 365を全学生対象に導入して、ワードやエクセルなどの基本的なツールを提供した。365にはアウトルックやティームスのようなコミュニケーションツールも含まれていることから、これらを活用して学生と教員間のコミュニケーションの便宜も提供している。教員との相談に関しては、オフィスアワーも設定している。</p> <p>4. 学生生活に関する支援</p> <p>学生生活において様々な課題に直面する学生に対しては、「公立大学法人奈良県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領」及び「障害のある学生への支援に係わるガイドライン」に基づき、教職員一体となって「要配慮学生」への対応を行っている。また、メンタル面での課題を有する学生に対しては、定期的なメンタルカウンセリングの機会を提供している。学内Web、manaba、デジタルサイネージ等を活用して、周知している。メンタルカウンセリングの利用者数は右図の通り（図1 メンタルカウンセリング件数）。また、本学の特徴である少人数対話型教育の特色を生かし、特にゼミ教員と事務局との連携体制のもとに、学生からの様々な相談等に対応する体制を常時維持している。毎年、在学生を対象とする「大学運営に関するアンケート」や「保護者アンケート」を実施しており、学生や保護者からの声を拾い上げることで、学生支援の向上を図っている。</p> <div data-bbox="1090 1442 1401 1630" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図1 メンタルカウンセリング件数</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> </div> | 年次 | 件数 | 2019 | 24 | 2020 | 4 | 2021 | 8 | 2022 | 26 | 2023 | 24 |
| 年次 | 件数 | | | | | | | | | | | | |
| 2019 | 24 | | | | | | | | | | | | |
| 2020 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 2021 | 8 | | | | | | | | | | | | |
| 2022 | 26 | | | | | | | | | | | | |
| 2023 | 24 | | | | | | | | | | | | |
| 自己評価 | 少人数対話型教育の骨格はすでに確固としたものがあり、また地域との連携を重視する本学の方針を踏まえて、自治体や企業などと連携したPBLやALの実績も積み上がっている。学生に対するゼミ活動やグループ研究の支援に関しては、けっして十分な支援額とはいえないが一定の効果と成果を得ている。学修支援システムやMicrosoft365などのデジタル環境の整備も進んでいる。要配慮学生への対応やメンタルカウンセリングの体制も整えられてきている。在学生や保護者からの意見にも留意する体制をとっている。課題としては、上記のような取組みによる成果の検証、すなわち「学習成果の可視化」に関する取組みが未だ十分ではないことがある。 | | | | | | | | | | | | |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県立大学研究報告 ・ 奈良県立大学 Web サイト <p>[オフィスアワー、修学上の支援申請について、メンタルカウンセリング]</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 3) | 個々のキャリア形成と進路選択に対応した学生支援 |
| 分析の背景 | <p>多様な就業体験機会の提供と全国の国公立大学の平均値以上の就職率を中期目標に掲げ、個々のキャリア形成と進路選択を支援することを目的としている。それらを実現するために、キャリアデザイン担当教員、教員、キャリア・サポート室職員で構成される就職委員会で、教・職が情報共有を図りながら、有機的に連携を取ってキャリア形成支援の方法について協議し、就職支援の在り方を検討している。</p> |
| 分析の内容 | <p>1. 多様な進路に対応したキャリア教育とキャリア支援の概要</p> <p>本学の学生の進路は、小売、情報・通信、公務員、サービス、卸・商社、製造、観光関連、運輸の8分野を中心として、その他不動産や金融・保険、建設など様々な分野に広がっている（関連資料 業種別就職先（2024年3月卒業））。本学では充実した人生を送るため、自身のワークキャリアのイメージを明確にすること、及びそのための大学生活の過ごし方を考えるキャリア形成の能力を涵養するべく 2018（平成30）年度から1年次配当科目として「キャリアデザインⅠ」を開講している。2020（令和2）年度には専任教員を配置し、複数クラスに拡大した。自己と他者への理解を深めて社会関係を養成し、就労意識を高め将来設計に向けた大学生活のプランを実践することを目標に、「参加者中心型の学修」を通じてキャリア形成と大学の学びの関連性を理解できるよう促している。「キャリアデザインⅡ」（2年次配当）では「やりたいこと・やれること・やるべきこと」のバランス感覚を醸成し、学生生活を含めた人生プランへと展望を広げて各自の将来の方向性を見出すことを到達目標にしている。また、「キャリアデザインⅠ」での学びを実践する機会の一つとしてインターンシップ先の紹介を行っているが、本学生の受入枠（人数）を確保するためにキャリア・サポート室の職員と就職委員会の担当教員が県内の事業所や諸団体を訪問して、受入先の維持と開拓を図っている（関連資料 2023（令和5）年度主催区分別インターンシップ参加比率）。こうした取組みと連動して事前説明会では、インターンシップ参加の意義と就業体験先の選び方、参加時の基本的注意事項などを伝えている。事後研修会では、就業体験の振り返りと併せて各自の社会人基礎力を確認している。</p> <p>2. 小規模大学の特長を活かした就職支援</p> <p>小規模大学のメリットを活かして、学生一人ひとりの希望や適性に応じたきめ細かい就職支援を行っている。就職率については中期計画で全国の国公立大学の平均以上を掲げているが、ここ数年はそれを下回っている（関連資料 就職内定率）。そのような状況を改善するために、①就職対策講座を前期及び後期にわたって開講し、業界研究や就職活動の諸準備と対策を伝えている。②保護者向け就職説明会（年1回、2021（令和3）年度はオンデマンド形式）を開催して家庭内での支援をお願いしている。③採用環境にいち早く対応することを目的に、2019（令和元）年度から10社余りの参加企業を募り、学内業種・業界研究会を毎年開催している。④個別指導としては、希望者に対してエントリーシートの作成指導と添削、模擬面接を行っている。⑤就職活動が停滞している4年生の支援として個別求人紹介フェアを開催している。また、採用活動の早期化への対応として2年生向けの企業インターンシップ講座を開講している。また、近年受験希望者が増えている公務員試験については外部の業者を選定・誘致して学内で対策講座を開講することで学生の便宜を図っている。これらの取組みにより就職支援の充実に努めている。</p> <p>3. 本学の置かれた環境に応じた取組み</p> <p>本学が置かれた社会的環境に応じた取組みを行っている。奈良県内の企業・団体への理解・関心を促すための方策として、上記③の取組みがある。2019（令和元）年11月に始まった本研究会は、奈良県庁の出先機関である奈良県しごとiセンターと共同開催し、奈良県に本社・営業所・工場等を有する企業を招聘している。また、奈良県に縁のある優良企業を紹介することで、奈良県内で働くことへの意識を涵養することを目的としている。公務員就職希望者に対して、奈良県内の行政の特徴やその働き方への理解を促すために、奈良市役所、生駒市役所、奈良労働局を招き「公務員のしごと理解セミナー」を実施した。併せて、県内に限らず、京阪神から通学し、地元での就職を希望する学生に対応するため、京阪神の企業や自治体との繋がりも重視し、関係を構築している。</p> |
| 自己評価 | <p>就職支援の在り方について、中期計画の学内と学外の評価、保護者アンケートを通じて、就職委員会でその妥当性と方向性を検討し、特に近年の採用環境の変化に対応するような対策を講じている。また、学生のキャリア形成において、教員が担当するキャリア教育とキャリア・サポート室が担当するキャリア支援の間の連携、協力が不可欠であり、就職委員会で現状の確認・評価を行い、必要があれば改善を行っている。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別就職先（2024年3月卒業） ・ 2023（令和5）年度主催区分別インターンシップ参加比率 ・ 就職内定率 |

| タイトル (No. 4) | 積極的な外部資金の獲得による研究の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---------|---------|---------|---------|----------|-------|----------|----|----|-----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|-----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|----------|--------|--|--|--|--|--|--|--|----------|--------|--------|--------|-------|--|--|--|--|----------|--------|-------|--------|-------|--|--|--|--|----------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|----------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|
| 分析の背景 | <p>本学は、地域創造学部・地域創造学科の単科大学であるが、教員の専門領域は社会科学・人文科学・自然科学やそれらの複合領域と多岐にわたり多様である。その反面、各研究テーマは個人が中心となった小規模なものが多い。こうした特性を活かした本学独自の研究支援体制の構築やさらなる取組みが求められている。また、地域社会・現代社会の変化に応じた新たな研究課題への取組みが求められている。こうした課題に対し、URA（リサーチ・アドミニストレーター）を配置し、競争的研究資金の獲得を支援するとともに、学外の研究者等との共同研究を行うための体制を整備し、地域課題に対応した研究の推進・展開している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分析の内容 | <p>1. 地域創造研究センターによる研究支援体制</p> <p>研究活動を効果的・効率的に進めていくために、プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究支援業務を行う研究マネジメント人材である URA（リサーチ・アドミニストレーター）による競争的研究資金の情報収集・申請支援等による競争的研究資金の獲得など、研究活動活性化のための研究支援組織の充実を図っている。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費申請支援講習会の受講を支援 ・ 研究倫理講習会（学内または、学外 e ラーニング）の受講促進 ・ 外部資金等の情報を提供し、科研申請率を改善 <p>2. 学外・実践者も含めた研究者ネットワークの充実</p> <p>外部機関等との共同研究の実施や学生の研究への参画の推進を通じて、研究水準の向上を図っている。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究や受託研究を推進する。 ・ 研究ユニットごとに研究体制を整え、研究を推進している。 ・ 学術研究員制度の運用により、学外研究者の参加による共同研究体制を整備している。 <p>3. 地域課題等に関する相談受け付けと課題解決に向けた研究等の実施</p> <p>地域創造研究センターにおいて、地域課題に関する相談を受け、その解決に向けた研究を推進・展開している。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域創造研究センターにおいて、地域の産学公民各団体とより効果的な連携を図り、共同研究や受託研究を推進している。（2023（令和5）年度：共同研究1件、受託研究6件） ・ 「奈良県の発展に資する研究」に関する5つのプロジェクトを採択し、地域課題の解決につながる研究を推進した。（2022～23（令和4～5）年度：5プロジェクト） <div style="text-align: right;"> <p>(千円)</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図1 獲得した外部資金の総額と内訳の年次推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総額</th> <th>科研費(直接)</th> <th>科研費(間接)</th> <th>受託研究費</th> <th>共同研究費</th> <th>寄附金(研究分)</th> <th>国庫</th> <th>県費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017(H29)</td> <td>9,739</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2018(H30)</td> <td>7,070</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019(R1)</td> <td>24,479</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020(R2)</td> <td>28,353</td> <td>10,250</td> <td>13,886</td> <td>8,942</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>42,974</td> <td>9,540</td> <td>18,163</td> <td>8,942</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>70,136</td> <td>14,190</td> <td>20,334</td> <td>14,850</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>38,288</td> <td>14,150</td> <td>16,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>図1 獲得した外部資金の総額と内訳の年次推移</p> </div> | 年度 | 総額 | 科研費(直接) | 科研費(間接) | 受託研究費 | 共同研究費 | 寄附金(研究分) | 国庫 | 県費 | 2017(H29) | 9,739 | | | | | | | | 2018(H30) | 7,070 | | | | | | | | 2019(R1) | 24,479 | | | | | | | | 2020(R2) | 28,353 | 10,250 | 13,886 | 8,942 | | | | | 2021(R3) | 42,974 | 9,540 | 18,163 | 8,942 | | | | | 2022(R4) | 70,136 | 14,190 | 20,334 | 14,850 | | | | | 2023(R5) | 38,288 | 14,150 | 16,400 | | | | | |
| 年度 | 総額 | 科研費(直接) | 科研費(間接) | 受託研究費 | 共同研究費 | 寄附金(研究分) | 国庫 | 県費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2017(H29) | 9,739 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2018(H30) | 7,070 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2019(R1) | 24,479 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2020(R2) | 28,353 | 10,250 | 13,886 | 8,942 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2021(R3) | 42,974 | 9,540 | 18,163 | 8,942 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2022(R4) | 70,136 | 14,190 | 20,334 | 14,850 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2023(R5) | 38,288 | 14,150 | 16,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自己評価 | <p>科研の採択比率が2023（令和5）年度応募8件に対し4件（50%）と全国平均27.5%を大きく上回っている。また、教員が学内外の研究者と構成する研究ユニットは10ユニットあり、多様な研究者によるネットワークを構築しつつ、多様な研究を実施している。</p> <p>さらに、奈良県の地域課題等に対応した研究プロジェクトも実施している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費助成事業（科研費）への申請・採択状況（代表分） ・ 共同研究の実施件数 ・ 受託研究の実施件数 ・ 学術研究員のテーマ及び研究員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------|--|
| タイトル (No. 5) | |
| 分析の背景 | |
| 分析の内容 | |
| 自己評価 | |
| 関連資料 | |

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

| | |
|---|--|
| <p>本学は、建学の精神を「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」と定め、学則第1条において、教育研究を通じて地域づくりに貢献できる優れた人材を育成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的に掲げている。</p> <p>ここでは、本学の行う特色ある教育研究の状況を示すため、4つの取組みを取り上げて紹介する。</p> <p>No.1 学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践</p> <p>本学では、ディプロマ・ポリシーに沿い、学生の主体的・創造的探究を促すための独自のカリキュラムを整備し、実践している。また県内外の地域や大学との連携により、学術的・実践的知見を幅広く修得する機会の創出にも注力している。その取組みは、1. 学生の主体的探究を軸とした少人数対話型ゼミにおける段階的学び、2. 学生の創造的探究を促す学内外における学びの機会の創出、の二つに分けられ、1. については、1年次の「基礎ゼミ」、2～4年次の「コモンズゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を通じて、ゼミ担当教員の指導・助言のもとに学生自身が追求したい社会的課題や関心に基づく調査研究を行い、2年次には研究報告書を作成、4年次には卒業論文を執筆する。2. については、学生の主体的探究テーマに基づくALや地域の社会的課題に直結したPBLを実施するとともに、県内外の大学との連携も活用した広範な学びの機会を設けている。</p> <p>No.2 教育、研究と密接につながる地域連携・貢献</p> <p>本学では、地域創造研究センターが拠点となり大学全体で地域社会を対象とした「教育」、「研究」を実践し、それらと密接につながりながら「地域連携・貢献」を展開している。これら3つを関連づけることによる相乗効果により、より高度で継続した活動につながっている。奈良県御杖村との学生主体の「地域交流型連携事業運営委託」プロジェクト、奈良県宇陀市の「宇陀松山景観調査」、奈良県生</p> | <p>駒市の「高山竹あかり」等は、地方自治体との連携事業として毎年実施されており、継続的な地域貢献活動となっている。これらは、毎年、学生による地域活動の報告会を開催し、実践や研究成果の共有を図っている。</p> <p>No.3 高大連携を軸にした探究型入試の導入</p> <p>大学を取り巻く大きな環境の変化により、3年前から入学志願者数が大幅に減少したこと、探究学習を基盤とする附属高校が開学し、その1期生が2025（令和7）年度に入学するといった背景により、入学者の質を確保するためにどのような入学者選抜方式・選考方法がより主体性のある学生を確保することに繋がるのかという観点から、2025（令和7）年度入試からの入学者選抜改革に着手している。その取組みとして、1. 附属高校生特別選抜入試の導入、2. 総合型選抜の導入の二つが挙げられる。附属高校との高度な連携を基盤とした入試制度を設計したうえで、附属高校以外の高校生に対しても、大学入学に必要な能力・資質の育成に関与する総合型選抜を設計したことは、本学にしかできない特色ある取組みであるといえる。</p> <p>No.4 奈良という地域を題材にした特色ある研究</p> <p>本学では、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」という建学の精神の具現化を目指して、学外の研究者と連携して、奈良という地域を題材にした特色ある研究を行っている。特に1. ユーラシア研究センターにおける近世奈良などに関する研究及び、2. 奈良県の発展に資する研究プロジェクトがそれに該当し、1. では研究成果を書籍や情報誌等の発行、ユーラシア研究フォーラムの開催等を通して、広く発信している。2. の研究成果は、それぞれ書籍、フォーラム、作品展、上映会等の形で公表されるとともに、2024（令和6）年度以降の研究活動につながっている。</p> |
|---|--|

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

| No. | タイトル | ページ数 |
|-----|-----------------------------|------|
| 1 | 学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践 | 45 |
| 2 | 教育、研究と密接につながる地域連携・貢献 | 46 |
| 3 | 高大連携を軸にした探究型入試の導入 | 47 |
| 4 | 奈良という地域を題材にした特色ある研究 | 48 |
| 5 | | 49 |

3) 特色ある教育研究の取組み

| | |
|------------------------|---|
| タイトル (No. 1) | 学生の主体的・創造的探究を促すカリキュラムの整備・実践 |
| 取組の概要 | <p>本学では、ディプロマ・ポリシーに沿い、学生の主体的・創造的探究を促すための独自のカリキュラムを整備し、実践している。県内外の地域や大学との連携により、学術的・実践的知見を幅広く修得する機会の創出にも注力している。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 学生の主体的探究を軸とした少人数対話型ゼミにおける段階的学び</p> <p>本学においてカリキュラムの主要授業科目として位置付けているゼミでは、1年次から4年次の全学生必修の少人数対話型ゼミを通じて、学生自身が追求したい社会的課題や関心に基づく調査研究を、段階的に丁寧にサポートし、研究論文として結実させていくことを特徴としている。1年次の「基礎ゼミ」では、自ら「問い」を見出すことに始まる大学における学問の基礎を学び、主体的探究の基礎となる知識や技能を涵養しつつ自身の問題意識を醸成し、2年次以降探究するテーマを考え「学びの設計書」を作成する。2年次の「コモンズゼミⅠ」ではこのテーマに基づき選択した専門領域のゼミ担当教員から指導や助言を受け、10名程度のゼミメンバーと共に対話や調査・活動等を通して専門的な研究の基礎を修得する。そのなかで自身のテーマをさらに探究し「研究報告書」を作成したうえで、卒業研究に向けた研究計画を策定する。3、4年次と連続する「コモンズゼミⅡ・Ⅲ」では、この研究計画に基づき関係する専門領域のゼミを再度選択し、5名程度のメンバーと共に、ゼミごとにより深い専門的な知識や技能を修得しつつ卒業研究のテーマを固め、担当教員からの指導や助言のもと論文執筆を行う。</p> <p>2. 学生の創造的探究を促す学内外における学びの機会の創出</p> <p>上記のゼミによる主体的学びのサポートを4年間貫くカリキュラムの基本軸としつつ、同時に、ディプロマ・ポリシーに沿い、既成の考え方にとらわれず新たな価値をつくり出す創造力の涵養を重視しており、その基礎となる学術的・実践的知見を幅広く修得する機会の創出にも注力している。</p> <p>まず、各学生の主体的探究テーマに基づくALとして、全学生必修のフィールドワークをゼミと連動して位置付けている。計画を作り、考え、実践し、その成果報告まで行う一連の基礎力の修得を、ゼミ担当教員がサポートしている。またゼミや授業において、奈良県をはじめとする地域で社会的課題に直結したPBLを実施しているケースもあり、その実績は豊富である。</p> <p>また、講義科目群は、対象領域により観光系、地域経済系、コミュニティ系、都市文化系の4類型に整理され体系化されているが、各系に閉じることなく、学生自身が主体的探究テーマに基づき全分野に自由にアクセスし、多様な学問分野を横断・越境した知識修得が可能となるよう、2015（平成27）年度よりカリキュラムの見直しを推進してきた。さらに国内外の大学との多様な単位互換制度を漸次充実させ、より幅広い知識修得が可能な仕組みの構築に努めてきた。現在、この仕組みによる制度は以下3種類である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内8大学を対象に、本学の授業を履修しつつ、これらの大学の特色ある授業科目を履修できる「県内単位互換」制度 ・県外3大学を対象に、半年または1年間、授業科目を履修できる「県外単位互換(国内留学)」制度 ・本学と交換留学協定を結んでいる3大学、派遣留学協定を結んでいる5大学へ長期留学する「交換留学」「派遣留学」、協定校6大学が長期休業期間に4週間以内で実施する語学研修に参加する「短期語学研修」の3パターンで構成される海外留学制度 <p>加えて、宮城大学と2017（平成29）年度より、特色ある地域に立地する公立大学の強み・特色を最大限に活かした教育研究活動の推進を目的とした連携協定を結び、毎年交互に両学生が受講可能な連携講義を実施してきた。この連携教育プログラムを発展させ、より長期の単位互換も可能な仕組みを検討中である。</p> |
| 自己評価 | <p>本学の特色である少人数対話型でのコミュニケーションが最も発揮されるゼミを主軸にしつつ、県内外の大学との連携も活用した広範な学びの機会を設定し、ディプロマ・ポリシーに沿った主体的・創造的探究を軸としたカリキュラムを整備・実践していることが確認される。このカリキュラムの特色を全学教員・学生に周知・共有しつつ、より両者の内容の充実を図ることが求められる。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学びのアンケート」「学びの設計書」「学びの現在地」のフォーマット(基準2 No.1に共通) ・2023(令和5)年度 AL・PBL 実績リスト、2023(令和5)年度 フィールドワーク実績リスト ・単位互換制度の実績リスト（協定校及び対象学生数の経年変化） ・宮城大学との連携教育プログラム実績 |

| | |
|-----------------|--|
| タイトル (No. 2) | 教育、研究と密接につながる地域連携・貢献 |
| 取組の概要 | <p>大学全体で地域社会を対象とした「教育」、「研究」を実践し、それらと密接につながりながら「地域連携・貢献」を展開している。これら3つが連続することによる相乗効果により、より高度な活動を継続して行っている。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 地域社会の課題に着目した教育・研究と地域との協働による地域貢献事業</p> <p>教育では、地域社会の課題に着目した講義科目の履修、基礎ゼミ・コモンズゼミにおける地域での実践的な教育、フィールドワーク科目による学生の主体的な活動が行われている。</p> <p>また、それらに関連する研究としては、学生グループ研究や卒業論文の作成等、学生の学びの成果を生むとともに、教員においても奈良をはじめとした各地の地域社会と関連性を持つテーマの研究が多く実施されている。</p> <p>さらに、そうした活動は地域からの協力を得ながら、協働により地域貢献事業につながるような連鎖を生んでいる。</p> <p>例えば、2013（平成25）年度から始まった奈良県御杖村との連携協定に基づく学生主体の「地域交流型連携事業運営委託」プロジェクトでは、御杖村産食材100%のフランス料理レストランの実践（2021（令和3）年度）、御杖村の魅力を伝えるお土産の開発（2022（令和4）年度）、御杖村の道の駅でのお弁当開発・販売（2023（令和5）年度）等を行い、学生にとって貴重な学びの経験になるとともに、過疎地域である御杖村（人口約1,500人）の魅力を、食を通じて発信する地域貢献活動にもなっている。さらに、フランス料理レストランの取組みを、学術的な研究に高めた学生6名による論文「情報が食べられるレストラン ～食と農の本来の魅力を伝達と実践～」は、2022（令和4）年度の第33回ヤンマー学生懸賞論文（主催：ヤンマーアグリ株式会社）で大賞を受賞している。今後、さらなるテーマの設定と地域との協働を進める予定である。</p> <p>2. 市町村からの受託事業</p> <p>市町村等との連携協定に基づいた受託事業を実施している。具体的には、奈良県宇陀市の「宇陀松山景観調査」や、奈良県生駒市の「高山竹あかり」等は、それぞれ地方自治体との連携事業として毎年実施されており、継続的な学生教育・研究による地域貢献活動となっている。</p> <p>さらに、毎年、学生による地域活動の報告会を開催し、実践や研究成果の共有を図っている。</p> <div data-bbox="895 1111 1406 1447" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[教育] --> B[研究] B --> C[地域連携・貢献] C --> A </pre> </div> |
| 自己評価 | <p>本学では、地域創造学部として地域社会と密接に関わる領域における教育及び研究、地域連携を長年、実践してきており、それらの相乗効果により、地域の実情に即した地域貢献を実施している。その特徴は、学生教育や教員・学生による研究を地域との連携や貢献と関係性を持ちながら、継続して進めている点にある。近年、コロナ禍の中でも、学生論文の受賞や地域に資する研究活動等、実績が多く、関係各所からの評価も高まっている。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Narapu10号 (2023.4) ・ ヤンマー学生懸賞論文（主催：ヤンマーアグリ株式会社） https://www.yanmar.com/jp/agri/news/2023/02/21/120609.html ・ 御杖村と奈良県立大学との連携協定に関する協定書 ・ 奈良県立大学と宇陀市との連携協定に関する協定書 ・ 地域活動報告会プログラム |

| | |
|-------------------------|---|
| タイトル (No. 3) | 高大連携を軸にした探究型入試の導入 |
| 取組の概要 | <p>3年前から入学志願者数が大幅に減少したこと、探究学習を基盤とする附属高校が開学し、その1期生が2025（令和7）年度に入学するといった背景をもとに、量よりも質を確保するために、どのような入学者選抜方式・選考方法がより主体性のある学生を確保することに繋がるのかという観点にたって2025（令和7）年度入試からの入学者選抜改革に着手した。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. 附属高校生特別選抜入試の導入</p> <p>2022（令和4）年4月に全国でも珍しい探究科のみの附属高校が開学し、1期生が2025（令和7）年度に本学へと入学することから、附属高校との高度な連携のあり方について学内の関係部署において検討を開始した。附属高校が、生徒の主体性と創造性を最大限に尊重するとともに、本学との高度な連携による課題探究型の学びを基軸に据えた教育を実践しているため、そうした学びを経験した高校生を対象とした特別選抜の望ましい在り方について2022（令和4）年から検討を重ねてきた。</p> <p>附属高校との高度な連携の軸にあるのは、附属高校生が1、2年生で取り組む探究論文の作成プロセスに本学の教員が研究者の立場から関与することである。この高大連携のあり方をふまえ、本学への進学を希望する附属高校生を特別選抜という形で受け入れる入試制度を設計した。本制度は、附属高校3年生のうち本学への特別推薦（内部進学）を希望する生徒が、大学1年次授業の一部と特別ゼミを受講した成果を合否判定の基準にするものである。すでに、選考基準や具体的な選考方法は決定済みであり、高校生がこの制度を利用するのを待つ段階である。</p> <p>2. 総合型選抜の導入</p> <p>2025（令和7）年4月に入学する学生が新しい学習指導要領で学んだ生徒であること、また探究的な学びを経験した附属高校生が入学することを受けて、探究的な学びを経験した生徒を評価できる選考のあり方について検討を重ねてきた。その際、重視したのは、①受験生の多様な能力を全人的に見て判定できる制度が望ましいこと、②大学生活をスタートする前に、本学での学修に必要な能力・資質を入学者に提示し、その育成プロセスに関わるといった高大接続の要素を盛り込んだ制度が望ましい、ということであった。こうした方針をもとに、以下の素質・能力を満たす人物を評価する総合型選抜を2025（令和7）年度入学者選抜から導入することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的知識と技能をもとに自分の足元から課題をみつけ、社会的な問題と関連づけて探究する能力をもっている人 ・ 好奇心が旺盛で、自らの考えに固執せず、他者の意見に素直に耳を傾けられる柔軟な思考力をもっている人 ・ 将来に明確な目標を持っており、主体的に行動し、自身の夢を実現しようとする強靱な精神力と実行力をもっている人 <p>こうした能力を測るために、高等学校等での探究的な学びや自らの問題意識にもとづき取り組んだ各種活動に関する課題レポートを提出させようとして、本学が設定する基準で評価を受け、基準を満たした場合に出願資格を与え、入試ではそれらの能力、資質に重きを置いて志願者を評価、選抜するという設計にした。すでに、選考基準や具体的な選考方法は決定済みであり、高校生がこの制度を利用するのを待つ段階である。</p> |
| 自己評価 | <p>課題探究型という特色ある教育方針を打ち出す附属高校の開学をチャンスと捉え、高度な連携を基盤とした入試制度を設計したうえで、附属高校以外の高校生に対しても、大学入学に必要な能力・資質の育成に関与する総合型選抜を設計したことは、本学にしかできない特色ある取組みといえるであろう。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去18年間における入学志願者数の推移 |

| | |
|-----------------|--|
| タイトル (No. 4) | 奈良という地域を題材にした特色ある研究 |
| 取組の概要 | <p>本学では、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」という建学の精神の具現化を目指して、学外の研究者と連携しながら、奈良という地域を題材にした特色ある研究を行っている。</p> |
| 取組の成果 | <p>1. ユーラシア研究センターにおける近世奈良などに関する研究</p> <p>2015（平成27）年に設置したユーラシア研究センターでは、4つの研究会で、学外からの客員研究員とともに、近世・近代の奈良にまつわる研究及び奈良とユーラシアとの歴史的な交流に関する研究とその成果の発信を行っている。</p> <p>①近世奈良を語る会：近世奈良のヒト・モノ・コトをあらためて発掘・再評価し、今日の奈良に残る文物との関わりや、その全国的・国際的影響を検証</p> <p>②大和のリーダー研究会：幕末大和の儒者・谷三山が活動した時期前後に活躍した大和における各分野のリーダー的役割にあった人物の言説や取組みが社会にどのような影響を及ぼしたかを研究</p> <p>③近世・近代の思想研究会：当時の奈良を訪れた思想家、文人が「奈良」にどのような想いを抱き、どのように向き合おうとしていたかなどの研究を元に、本来の奈良並びに将来の奈良について考察</p> <p>④ゾロアストリアニズム研究会：世界最古の宗教と云われ、多くの世界宗教に影響を与えた「ゾロアスター教」と奈良・日本との関わり等について考察</p> <p>これらの研究成果を、調査研究レポートや学術叢書（2022（令和4）年から市販化）などの書籍や情報誌「EURO-NARASIA Q」（既刊25号）などの発行、ユーラシア研究フォーラムの開催などを通して、広く発信している。</p> <p>2. 奈良県の発展に資する研究プロジェクト</p> <p>2022（令和4）年度から2年間に亘り、学外者との共同で奈良県の発展に資する研究を行うための特別の予算措置（2年間で3,000万円）があり、学内公募の結果、以下の5件を採択した。</p> <p>①奈良に宿る「文化の記録」と「記憶の継承」：3D計測技術を用いて奈良の文化財の調査・記録を行うと共に、継承に携わってきた方々からの取材により、次世代に継承するためのコンテンツを研究・制作。成果を、県立美術館などでの展示、なら歴史芸術文化村などでのワークショップで多くの方々に触れてもらうと共に、大学、初等中等教育での教材開発により、奈良の誇りの育成に役立てる。</p> <p>②農山村を衰退させる構造力学の解明とその転換可能性に関する実践研究：奥大和における「学ぶことを学ぶ」3つの学校プロジェクトを通じて、地域が衰退する構造力学とその転換可能性を実践的に研究。</p> <p>③地域映像収集による地域資源再評価プロジェクト：国内に残る奈良県の地域映像（フィルム）を調査、収集、デジタル化を行い、県地域映像アーカイブに繋げる。地域の関係者とのワークショップ（視聴会）で地域資源の再評価を行うと共に、可燃性フィルムの保存管理方法も検討。</p> <p>④デジタルヘルスを活用した奈良県の魅力深耕：健康管理にスマートデバイスを利用し、心身の健康状態を評価するアプリを開発。データの評価結果をもとに、県内観光による身体的・精神的のリフレッシュや、県産農作物の摂取によるアンチエイジングなどをアピールポイントとしたウェルネスツーリズムを考察。</p> <p>⑤グローバル化時代における新たな食文化の創造～地域における食の物語の発掘と観光資源化：奈良の郷土食と国内外の食の事例比較により、奈良の食文化の特殊性と普遍性を明らかにし、奈良の郷土食をめぐる物語の観光資源化やガストロノミーツーリズムを志向する消費者の奈良観光への誘致を考察。</p> <p>上記の研究プロジェクトの研究成果は、それぞれフォーラム、作品展、上映会、論文集、活動記録などの形で公表されるとともに、2024（令和6）年度以降の研究活動に繋がっている。</p> |
| 自己評価 | <p>本学では、奈良の歴史・文化を活かした地域に根差した特色ある研究を、学外の研究者と共に、多面的に展開している。こうした研究成果の蓄積や幅広いネットワークは奈良県の魅力や価値の再発見に繋がるとともに、国内外への発信を通じて、奈良という地域の持つ学術的価値を高める役割を果たしている。</p> |
| 関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ EURO-NARASIA Q（既刊25号まで） ・ ユーラシア研究センター学術叢書（1・2・3） 各4冊 ・ 奈良県の発展に資する研究プロジェクト関係者一覧及び報告書 |

| | |
|-----------------|--|
| タイトル (No. 5) | |
| 取組の概要 | |
| 取組の成果 | |
| 自己評価 | |
| 関連資料 | |

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

| 事項 | | 記入欄 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------|----------------------|--------|-----------------------|------------|------------------|-------|------------------|--------------|-----------------------|---------|-----------------|-----|-------|------------|---------|------------|----|-------|-----------------|----|--|
| 大学の名称 | | 奈良県立大学 | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 学校本部の所在地 | | 奈良県奈良市船橋町10 | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 教育研究組織 | 学部・学科等の名称 | 開設年月日 | | 所在地 | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | |
| | 地域創造学部 地域創造学科(昼間) | 2001年4月1日 | | 奈良県奈良市船橋町10 | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| | 大学院課程 | — | | — | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| | 専門職学位課程 | — | | — | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| | 別科等 | — | | — | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 学生募集停止中の学部・研究科等 | | — | | | | | | | | | | — | | | | | | | | | | |
| 教員組織 | 学士課程 | 学部・学科等の名称 | | 専任教員等 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | |
| | | 地域創造学部 地域創造学科(昼間) | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 基準数 | うち教授数 | 助手 | 非常勤教員 | 専任教員一人あたりの在籍学生数 | 備考 | | | | | | | | | |
| | | — | 15人 | 13人 | 2人 | 0人 | 30人 | 14人 | 7人 | 0人 | 39人 | 21.6人 | — | | | | | | | | | |
| | | (大学全体の収容定員に応じた教員数) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | | | | | |
| | 計 | 15人 | 13人 | 2人 | 0人 | 30人 | 24人 | 12人 | 0人 | 39人 | — | — | | | | | | | | | | |
| | 学士課程(専門職学位等含む) | 学部・学科等の名称 | | 専任教員等 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | |
| | | — | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 専任教員 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うち2項該当数 | うちみなし専任教員数 | 基準数 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うち2項該当数 | うちみなし専任教員数 | 助手 | 非常勤教員 | 専任教員一人あたりの在籍学生数 | 備考 | |
| | | — | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | — | — | — | — | — | 1人 | 1人 | — | — | — | 1人 | 1人 | 1人 | — | |
| | | — | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | — | — | — | — | — | 1人 | 1人 | — | — | — | 1人 | 1人 | 1人 | — | |
| | | 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | — | |
| 大学院課程 | 研究指導教員及び研究指導補助教員 | | 研究指導教員 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | — | 研究指導教員 | うち教授数 | 研究指導補助教員 | 計 | 研究指導教員基準数 | うち教授数 | 研究指導補助教員基準数 | 基準数計 | 助手 | 非常勤教員 | 備考 | | | | | | | | | | |
| | 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | — | | | | | | | | | | |
| 専門職学位課程 | 専任教員 | | 専任教員 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | |
| | — | 専任教員 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うちみなし専任教員数 | 基準数 | うち教授数 | うち実務家専任教員数 | うちみなし専任教員数 | 助手 | 非常勤教員 | 備考 | | | | | | | | | | |
| | 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | — | | | | | | | | | | |
| 校地等 | 区分 | | 基準面積 | | 専用 | | 共用 | | 共用する他の学校等の専用 | | 計 | | 備考 | | | | | | | | | |
| | 校舎敷地面積 | — | | 5,641 m ² | | 0 m ² | | 0 m ² | | 5,641 m ² | | — | | | | | | | | | | |
| | 運動場用地 | — | | 4,382 m ² | | 0 m ² | | 0 m ² | | 4,382 m ² | | — | | | | | | | | | | |
| | 校地面積計 | 6,000 m ² | | 10,023 m ² | | 0 m ² | | 0 m ² | | 10,023 m ² | | — | | | | | | | | | | |
| | その他 | — | | 16,101 m ² | | 0 m ² | | 0 m ² | | 16,101 m ² | | — | | | | | | | | | | |

| 施設・設備等 | 区分 | | 基準面積 | 専用 | 共用 | 共用する他の学校等の専用 | 計 |
|------------|---------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------|------------------|
| | 校舎 | 校舎面積計 | | 4,132 m ² | 14,373 m ² | 0 m ² | 0 m ² |
| 学部・研究科等の名称 | | 室数 | | | | | |
| 地域創造学部 | | 30 室 | | | | | |
| — | | — 室 | | | | | |
| 教員研究室 | — | | — 室 | | | | |
| | — | | — 室 | | | | |
| | — | | — 室 | | | | |
| | — | | — 室 | | | | |
| 教室等施設 | 区分 | | 講義室 | 演習室 | 実験演習室 | 情報処理学習施設 | 語学学習施設 |
| | 教室等施設 | | 18 室 | 16 室 | 0 室 | 1 室 | 0 室 |
| | — | | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 |
| | — | | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 | — 室 |
| 図書館・図書資料等 | 図書館等の名称 | | 面積 | 閲覧座席数 | | | |
| | 附属図書館 | | 1,334 m ² | 88 席 | | | |
| | — | | — m ² | — 席 | | | |
| | — | | — m ² | — 席 | | | |
| | 図書館等の名称 | | 図書〔うち外国書〕 | 学術雑誌〔うち外国書〕 | 電子ジャーナル〔うち国外〕 | | |
| | 附属図書館 | | 121,261〔11,509〕冊 | 1,010〔194〕種 | 0〔0〕種 | | |
| | — | | —〔—〕冊 | —〔—〕種 | —〔—〕種 | | |
| | — | | —〔—〕冊 | —〔—〕種 | —〔—〕種 | | |
| | 計 | | 121,261〔11,509〕冊 | 1,010〔194〕種 | 0〔0〕種 | | |
| | 体育館 | 面積 | | | | | |
| — | | 912 m ² | — | | | | |

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附属研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含まれません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附属研究用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用している面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用している敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

| 学部名 | 学科名 | 項目 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 入学定員に対する平均比率 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|----|
| 地域創造学部 | 地域創造学科 | 志願者数 | 1416 | 985 | 1032 | 838 | 1,031 | 106% | — |
| | | 合格者数 | 229 | 241 | 226 | 251 | 237 | | |
| | | 入学者数(A) | 150 | 150 | 164 | 165 | 166 | | |
| | | 入学定員(B) | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | | |
| | | 入学定員充足率(A/B) | 100% | 100% | 109% | 110% | 111% | | |
| | | 在籍学生数(C) | 657 | 636 | 634 | 633 | 648 | | |
| | 取容定員(D) | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 106% | — | |
| | 取容定員充足率(C/D) | 110% | 106% | 106% | 106% | 108% | | | |
| | 志願者数 | — | — | — | — | — | | | |
| | 合格者数 | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学者数(E) | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学定員(F) | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学定員充足率(E/F) | — | — | — | — | — | | | |
| | 在籍学生数(G) | — | — | — | — | — | | | |
| 取容定員(H) | — | — | — | — | — | 106% | — | | |
| 取容定員充足率(G/H) | — | — | — | — | — | | | | |
| 地域創造学部合計 | 志願者数 | 1,416 | 985 | 1,032 | 838 | 1,031 | 106% | — | |
| | 合格者数 | 229 | 241 | 226 | 251 | 237 | | | |
| | 入学者数(I) | 150 | 150 | 164 | 165 | 166 | | | |
| | 入学定員(J) | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | | | |
| | 入学定員充足率(I/J) | 100% | 100% | 109% | 110% | 111% | | | |
| | 在籍学生数(K) | 657 | 636 | 634 | 633 | 648 | | | |
| | 取容定員(L) | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | | | |
| | 取容定員充足率(K/L) | 110% | 106% | 106% | 106% | 108% | | | |

| 研究科名 | 専攻名 | 項目 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | 入学定員に対する平均比率 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------|-----|-----|-----|------|------|--------------|----|
| — | | 志願者数 | — | — | — | — | — | 106% | — |
| | | 合格者数 | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学者数(A) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員(B) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員充足率(A/B) | — | — | — | — | — | | |
| | | 在籍学生数(C) | — | — | — | — | — | | |
| | 取容定員(D) | — | — | — | — | — | 106% | — | |
| | 取容定員充足率(C/D) | — | — | — | — | — | | | |
| | 志願者数 | — | — | — | — | — | | | |
| | 合格者数 | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学者数(E) | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学定員(F) | — | — | — | — | — | | | |
| | 入学定員充足率(E/F) | — | — | — | — | — | | | |
| | 在籍学生数(G) | — | — | — | — | — | | | |
| 取容定員(H) | — | — | — | — | — | 106% | — | | |
| 取容定員充足率(G/H) | — | — | — | — | — | | | | |
| — | 志願者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 106% | — | |
| | 合格者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 入学者数(I) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 入学定員(J) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 入学定員充足率(I/J) | — | — | — | — | — | | | |
| | 在籍学生数(K) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 取容定員(L) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 取容定員充足率(K/L) | — | — | — | — | — | | | |

<編入学>

| 学部名 | 学科名 | 項目 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | ○年度 | 備考 | |
|-----------|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|----|---|
| — | | 入学者数(2年次) | — | — | — | — | — | — | |
| | | 入学定員(2年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | — | | 入学者数(2年次) | — | — | — | — | — | — |
| | | | 入学定員(2年次) | — | — | — | — | — | |
| | | 入学者数(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員(3年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学者数(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学定員(4年次) | — | — | — | — | — | | |
| | | 入学者数(2年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | 入学定員(2年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 入学者数(3年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 入学定員(3年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 入学者数(4年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 入学定員(4年次) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、取容定員充足率は、取容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。